

令和2年度第2回地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び
地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター評価委員会次第

令和2（2020）年10月12日（月）

13:00～14:00

県公館 大会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

(1) 地方独立行政法人栃木県立がんセンター第2期中期目標案について

(2) 地方独立行政法人栃木県立がんセンター第2期中期計画素案について

(3) その他

4 閉 会

《配布資料》

委員名簿、事務局等名簿、席次表

- 【資料1】（地独）栃木県立がんセンター第2期中期目標（案）の概要
- 【資料2】（地独）栃木県立がんセンター第2期中期目標（案）
- 【資料3】（地独）栃木県立がんセンター第2期中期計画（素案）の概要
- 【資料4】（地独）栃木県立がんセンター第2期中期計画（素案）
- 【参考資料1】（地独）栃木県立がんセンター中期目標第1期・第2期（案）の比較
- 【参考資料2】（地独）栃木県立がんセンター中期計画第1期・第2期（素案）の比較
- 【参考資料3】（地独）栃木県立がんセンター中期目標（案）及び中期計画（素案）の比較
- 【参考資料4】栃木県立がんセンター中期目標素案に対する第1回法人評価委員会での意見と対応について
- 【参考資料5】（地独）栃木県立がんセンター及び（地独）栃木県立リハビリテーションセンター評価委員会条例
- 【参考資料6】地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター評価委員会に対する諮問書

地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人
栃木県立リハビリテーションセンター評価委員会委員名簿

任期:平成31(2019)年4月1日～令和3(2021)年3月31日

| 氏 名 | 役 職 等 | 備 考 |
|-------|--------------------------------------|------|
| 朝野 春美 | 栃木県看護協会 会長 | |
| 稲野 秀孝 | 栃木県医師会 会長 | 副委員長 |
| 窪田 敬一 | 獨協医科大学病院 病院長 | 欠席 |
| 佐田 尚宏 | 自治医科大学附属病院 病院長 | |
| 高田 純子 | 公認会計士 | |
| 高橋 淑郎 | 日本大学商学部 教授 | 委員長 |
| 藤沼 千春 | 藤沼労務管理事務所キャリアコンサルタント 株式会社カンセキ 取締役 | |

* 敬称略 : 五十音順

地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人
 栃木県立リハビリテーションセンター評価委員会 事務局等

1 事務局

| NO | 氏 名 | 役 職 名 | 備 考 |
|----|--------|-------------------|-----|
| 1 | 海老名 英治 | 保健福祉部長 | |
| 2 | 小川 俊彦 | 保健福祉部次長兼保健福祉課長 | |
| 3 | 関本 充博 | 保健福祉部次長 | |
| 4 | 谷田部 貴 | 保健福祉課 総務主幹 | |
| 5 | 河野 美穂子 | 保健福祉課 主幹兼課長補佐(総括) | |
| 6 | 藤井 一夫 | 保健福祉課 主幹兼県立病院担当GL | |
| 7 | 福田 研一 | 医療政策課長 | |
| 8 | 柏瀬 仁 | 健康増進課長 | |

2 出席者((地独)栃木県立がんセンター及び(地独)栃木県立リハビリテーションセンター役員)

| NO | 氏 名 | 役 職 名 | 備 考 |
|----|--------|-------------------------|-----|
| 1 | 菱沼 正一 | (地独)栃木県立がんセンター理事長兼センター長 | |
| 2 | 尾澤 巖 | (地独)栃木県立がんセンター副理事長兼病院長 | |
| 3 | 五月女 智史 | (地独)栃木県立がんセンター副理事長兼事務局長 | |
| 4 | 片野 進 | (地独)栃木県立がんセンター理事兼副病院長 | |
| 5 | 藤田 伸 | (地独)栃木県立がんセンター理事兼副病院長 | |

令和2年度第2回（地独）栃木県立がんセンター及び（地独）栃木県立リハビリテーションセンター評価委員会 席次表

令和2（2020）年10月12日（月）

於：県公館大会議室

高橋委員長席

● 朝野委員
● 稲野委員
● 佐田委員

高田委員
藤沼委員

傍聴席

記者席

| | | | | | | | |
|----------------------------------|--|---------------------------------|----------------------------------|--|---------------------------|--------------------------|--|
| ● 片野 理事兼 がんセン ター副 院長 | ● 五月 副理事 兼がん センタ ー事務 局長 | ● 尾澤 理事兼 がんセ ンター 副理 | ● 菱沼 理事兼 がんセ ンター 理事 | ● 海老名 保健福 祉部長 | ● 小川 次長兼 保健福 祉課長 | ● 関本 保健福 祉部次 長 | ● 福田 医療政 策課長 |
| ○ | ○ | ○ | ● 藤田 理事兼 がんセ ンター 副院長 | ● 藤井 保健福 祉課主 幹兼県 立病院 担当 | ● 柏瀬 健康増 進課長 | ● 谷田 保健福 祉課總 務主 | ● 河野 保健福 祉課主 幹兼課 長補佐 （總 括） |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |

入り口

入り口

がんセンター 第2期中期目標(案)のポイント

- 第1期に整備した医療提供体制の維持・充実(希少がん・難治性がんへの対応力強化等)
- 次代の標準治療と目される先駆的な医療技術の導入(がんゲノム医療の推進等)
- 一層の経営改善の推進(経営効率の高い職員配置・計画的な資金管理の実施等)

《中期目標に定める事項》

第1 中期目標の期間 5年間(令和3(2021)年4月1日～令和8(2026)年3月31日)

第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

【項目】 1 質の高い医療の提供 2 安全で安心な医療の提供
3 患者・県民の視点に立った医療の提供 4 人材の確保と育成
5 地域連携の推進 6 地域医療への貢献 7 災害等への対応

【主な内容】

- ・ 希少がんや難治性がんなどの特性に応じた医療や、がんゲノム医療など、県民の医療ニーズを踏まえた高度で専門的な医療を提供すること。
- ・ 患者が安心して医療を受けられるよう、医療の安全を確保するとともに、患者・県民の視点に立って医療を提供するほか、人材の確保と育成に取り組むこと。
- ・ 県全体のがん医療水準の向上や在宅医療の充実を図るため、地域連携を推進するとともに、地域医療に貢献すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

【項目】 1 業務運営体制の確立 2 収入の確保及び費用の削減への取組

【主な内容】

- ・ 地方独立行政法人として、自律的、機動的な経営が行えるよう、業務運営体制を確立するとともに、効果的で効率的な組織を整備すること。
- ・ 職員の経営参画意識の向上を図り、職員が一体となって収入の確保及び費用の削減に取り組み、経営の改善を図ること。

第4 財務内容の改善に関する事項

【主な内容】

- ・ 県民が求める高度で専門的ながん医療を安定的に提供していくため、中期目標期間中に経常収支を黒字化すること。
- ・ 計画的な資金管理を行うことにより、経営基盤の安定化に努めること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

【項目】 1 施設整備のあり方・医療機器整備の検討 2 適正な業務の確保

【主な内容】

- ・ 病院施設の老朽化や地域の医療機関の状況等を踏まえ、長期的な視点から、今後担うべき診療機能にふさわしい施設整備のあり方を具体的に検討すること。
- ・ 医療機器については、近隣の医療機関との共同利用や費用対効果等を総合的に勘案した上で、県民の医療ニーズ等に対応するため、計画的な更新・整備に努めること。
- ・ 県民に信頼され、県内医療機関の模範的役割を果たしていけるよう、法令や社会規範を遵守するとともに、適切な情報管理を行うこと。また、これらを確保するために、内部統制を充実すること。

【中期目標とは】

- ・ 地方独立行政法人法第25条に基づき、設立団体の長(=知事)が、地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標として定めるもの。設立団体の長は、これを当該法人に指示するとともに、公表しなければならない。
- ・ 設立団体の長は、中期目標を定めるときは、あらかじめ、地方独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

地方独立行政法人栃木県立がんセンター
第2期中期目標・中期計画 策定スケジュール

| 時 期 | 行 事 | 中期目標 | 中期計画 |
|-------|----------------|--------------------------|-------------------|
| 7/29 | 第1回 法人評価委員会 | 素案の提示 | — |
| 10/12 | 第2回 法人評価委員会 | 修正案の提示 → 承認 | 素案の提示 |
| 12月 | 12月議会 | 議案上程 → 議決後、法人 への指示 | → 法人から県への 認可申請 |
| 1月上旬 | 第3回 法人評価委員会 | — | 修正案の提示 → 承認 |
| 2月 | 2月議会 | — | 議案上程 |
| 3月 | | — | → 議決後、法人 への認可 |

地方独立行政法人栃木県立がんセンター
第2期中期目標 (案)
(令和3 (2021) 年度～令和7 (2025) 年度)

前文

栃木県立がんセンター（以下「がんセンター」という。）は、県民が求める高度で専門的ながん医療を提供するとともに、都道府県がん診療連携拠点病院として栃木県のがんの医療水準の向上・均てん化を推進するなど、県内におけるがん医療に対して極めて重要な役割を果たしている。

平成 28（2016）年度から令和 2（2020）年度までの第一期中期目標期間においては、がんリハビリテーション提供体制の整備やゲノムセンターの開設を行うとともに、地方独立行政法人制度の特長を活かして、専門的な資格やノウハウを持った職員を随時採用するなど、医療の質の向上とその提供体制づくりに取り組んできた。

一方、経営面においては、平成 28（2016）年度は経常収支の黒字化を達成したものの、平成 29（2017）年度以降は純損失を計上しており、非常に厳しい経営状況が続いている。

また、近年、急速な高齢化の進展や、入院治療から外来治療への移行、医療技術の進歩など、医療を取り巻く環境は大きく変化している。

令和 2（2020）年度からの 5 年間の第 2 期中期目標期間においては、こうした医療環境の変化に迅速に対応し、経営の健全化を図るとともに、県民に対する医療サービスをさらに充実させていくことが求められる。

この第 2 期中期目標は、第 1 期中期目標期間における業務実績や経営状況、医療環境の変化などを踏まえ、医療サービスの向上、医療従事者の確保と育成、地域の医療機関との連携、業務運営の改善や効率化など、がんセンターが達成すべき業務運営の目標や方向性を示すものである。

がんセンターにおいては、地方独立行政法人の利点を十分に活かした病院運営を行うことにより、経営改善を図りつつ、質の高いがん医療を安定的に提供するとともに、県内における医療水準の向上を推進するなど、県民の健康の確保及び増進に寄与することを強く求めるものである。

第1 中期目標の期間

令和3（2021）年4月1日から令和8（2026）年3月31日までの5年間とすること。

第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

県民の医療ニーズを踏まえて、高度で専門的な医療など質の高い医療を提供すること。

また、患者が安心して医療を受けられるよう、医療の安全を確保するとともに、患者・県民の視点に立って医療を提供するほか、人材の確保と育成に取り組むこと。

さらに、県全体のがん医療水準の向上や在宅医療の充実を図るため、地域連携を推進するとともに、地域医療に貢献すること。

1 質の高い医療の提供

(1) 高度で専門的な医療の推進

希少がんや難治性がんの特性に応じた医療やがんゲノム医療の提供など、患者がさまざまな病態に応じて必要な医療を受けられるよう、高度で専門的な医療を提供すること。

(2) チーム医療の推進

多職種の医療従事者間で連携、協働し、それぞれの専門性を最大限に発揮できるよう、患者及びその家族も一員としたチーム医療を推進すること。

(3) 緩和ケアの推進

患者の苦痛の軽減や療養生活の質の維持向上を図るため、緩和ケアセンターによる緩和ケア提供体制の充実など、がんと診断された時からの緩和ケアを推進すること。

(4) がん患者リハビリテーションの推進

患者の運動機能の改善及び生活機能の低下予防のため、患者の病態に

応じたりハビリテーションの提供を推進すること。

2 安全で安心な医療の提供

(1) 医療安全対策等の推進

患者が安心して医療を受けられるよう、医療安全に関する情報の共有化や医療事故の発生原因の分析等を行い事故防止の徹底を図るなど、医療安全対策を推進するとともに、感染管理体制を充実するなど、院内感染対策を強化すること。

(2) 医療機器、医薬品等の安全管理の徹底

安全な医療を提供するため、放射線治療機器の品質管理の徹底など、医療機器や医薬品等の管理を徹底すること。

3 患者・県民の視点に立った医療の提供

(1) 患者及びその家族への医療サービスの充実

患者及びその家族の視点に立ち、必要な情報を分かりやすく説明することを徹底するとともに、患者の生活スタイルを踏まえた治療法の選択を支援するための医療相談の充実を図るなど、患者及びその家族への医療サービスを充実すること。

(2) 患者の就労等に関する相談支援機能の充実

患者の就労をはじめ、社会的支援に関する情報を提供するため、ハローワークなどの関係機関との連携を図るとともに、相談支援機能を充実すること。

(3) 患者及びその家族の利便性・快適性の向上

職員の接遇マナーの向上を図るとともに、患者のニーズを的確に把握しその改善に取り組むなど、患者及びその家族の利便性・快適性の向上に努めること。

(4) 県民へのがんに関する情報の提供

県民のがんに対する理解やがん検診の受診を促進するため、県民に対

する普及啓発活動に努めるとともに、ホームページを充実するなど、適切な情報提供を行うこと。

(5) ボランティア等民間団体との協働

ボランティアが運営するがん患者等と同じ立場の人同士の交流の場の充実など、ボランティア等民間団体との協働による取組を推進すること。

4 人材の確保と育成

(1) 医療従事者の確保と育成

県民から求められる役割を十分に果たすため、専門性を有する医療従事者や病院経営に精通した事務職員の確保と育成に努めること。

(2) 研修内容の充実

高度で専門的な医療を提供するため、体系的に部門別研修やテーマ別研修を行うなど、研修内容の充実を図ること。

(3) 人事管理制度の構築

職員の勤務成績などを考慮し、職員の人材育成やモチベーションの向上に資する、がんセンターに適した人事管理制度の構築に努めること。

(4) 働きやすい職場環境づくり

医療従事者の勤務環境の改善やワーク・ライフ・バランスの推進など、職員が安心して働くことができ、心身ともに健康を維持できるよう職場環境の整備に努めること。

また、タスク・シフティングの推進による労働時間の短縮や多様な勤務形態の導入など、働き方改革の取組を推進すること。

(5) 医療従事者の臨床倫理観の向上

患者の尊厳などを守るため、医療倫理の教育や研修を定期的実施するなど、医療従事者の臨床倫理観の向上を図ること。

5 地域連携の推進

(1) 地域の医療機関との連携強化

患者がどこに住んでいても質の高い医療を受けることができるよう、ニーズを把握しながら、地域の医療機関との的確な役割分担を行い、地域医療連携ネットワークシステム（とちまるネット）を活用するなどして、病診・病病連携を強化すること。

(2) 患者の在宅療養を支援するための病診連携の強化

がんになっても住み慣れた地域で療養することができるよう、在宅療養支援機能を担う診療所や訪問看護ステーションの活動支援など、患者の在宅療養を支援するための病診連携を強化すること。

(3) 在宅緩和ケアの推進

がんになっても住み慣れた地域で医療サービスを受け、安心して暮らすことができるよう、在宅における緩和ケアを推進すること。

6 地域医療への貢献

(1) 地域のがん医療の質の向上のための支援

地域のがん医療の質の向上を推進するため、がん医療に携わる医療従事者の育成に対する積極的な支援等を行うこと。

また、AYA（Adolescent and Young Adult）世代（思春期世代と若年成人世代）のがん患者支援を推進するため、がん治療医と生殖医療専門医の連携体制の促進に努めること。

(2) がん対策事業への貢献

がん登録のデータ収集や分析を行うなど、国や県などが効果的ながん対策事業を実施できるよう、積極的に貢献すること。

7 災害等への対応

被災状況を想定した訓練・研修の実施等により、災害発生時に患者の安全を確保できるよう対策を講じるとともに、BCP（事業継続計画）を継続的に見直すことにより、災害発生時の事業の継続・早期復旧に向けた備えを強

化すること。

また、災害の発生や公衆衛生上重大な危機が生じた場合などにおいては、県からの要請又は自らの判断に基づき、迅速に対応すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

地方独立行政法人として、自律的、機動的な経営が行えるよう、業務運営体制を確立するとともに、効果的で効率的な組織を整備すること。

また、経営参画意識の向上を図り、職員が一体となって収入の確保及び費用の削減に取り組み、経営の改善を図ること。

1 業務運営体制の確立

(1) 効率的な組織体制の構築

医療環境の変化に応じて迅速な意思決定を行えるよう、法人の組織体制を検討し、より効果的かつ効率的な業務運営体制を構築すること。

また、質の高い医療を効率的に提供するため、最適な職員構成を検討し、経営効率の高い職員配置に努めること。

(2) 経営参画意識の向上

職員全員が組織における価値観や中長期の経営の方向性を共有しながら、経営に対する責任感や使命感を持って積極的に経営に参画する組織文化を醸成すること。

2 収入の確保及び費用の削減への取組

(1) 収入の確保への取組

病診・病病連携の強化や積極的な情報発信と質の高いがん医療の提供などにより、患者を確保すること。

また、病床利用率の向上策や診療報酬改定への迅速かつ適切な対応、未収金の発生防止と回収の徹底などにより、収入を確保すること。

(2) 費用の削減への取組

経営状況を分析し、費用の適正化について検討を行うとともに、適正な在庫管理の徹底、職員全員のコスト意識改革及び原価計算の実施などにより、費用の削減に努めること。

第4 財務内容の改善に関する事項

県民が求める高度で専門的ながん医療を安定的に提供していくためには、健全な経営と医療の質の確保の両立が重要であることから、中期目標期間中に経常収支を黒字化すること。

また、計画的な資金管理を行うことにより、経営基盤の安定化に努めること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 施設整備のあり方・医療機器整備の検討

病院施設の老朽化や地域の医療機関の状況等を踏まえ、長期的な視点から、今後担うべき診療機能にふさわしい施設整備のあり方を具体的に検討すること。

また、医療機器については、近隣の医療機関との共同利用や費用対効果等を総合的に勘案した上で、県民の医療ニーズ、医療技術の進展に対応するため、計画的な更新・整備に努めること。

2 適正な業務の確保

県民に信頼され、県内医療機関の模範的役割を果たしていけるよう、法令や社会規範を遵守するとともに、適切な情報管理を行うこと。また、これらを確保するために、内部統制を充実すること。

地方独立行政法人栃木県立がんセンター 第2期中期計画（素案）の概要について

【中期計画について】（地方独立行政法人法第26条、第83条）

- ・ 知事が定めた中期目標を達成するため、地方独立行政法人が知事の認可を受けて作成する計画。
- ・ 知事は、あらかじめ地方独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経て中期計画を認可する。

《主な内容》

- 第1 中期計画の期間** 令和3（2021）年4月1日～令和8（2026）年3月31日（5年間）
- 第2 県民に対して提供する医療サービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置**
- **質の高い医療の提供**
 - ▷ 高度で専門的な医療の推進（がん患者の病態に応じた適切な治療の提供、希少がんに対する理解促進と適切な医療の提供、より高度ながんゲノム医療の提供 等）
 - ▷ 緩和ケアの推進（入院・外来患者への継続したサポートの実施）
 - ▷ がん患者リハビリテーションの推進（多様なリハビリテーション・ニーズへの対応）
 - **安全で安心な医療の提供**
 - ▷ 医療安全対策等の推進（医療事故の原因分析、再発防止策の検討等による事故防止の徹底）
 - ▷ 医療機器等の安全管理の徹底（医療機器や医薬品をはじめ施設内全般の安全管理の徹底）
 - **患者・県民の視点に立った医療の提供**
 - ▷ 患者及びその家族への医療サービスの充実（ACP等患者自らが望む医療・ケアを受けられるための支援 等）
 - ▷ 患者の就労等に関する相談支援体制の充実（ライフステージごとの多様な支援ニーズに対応できる相談支援の充実 等）
 - **人材の確保と育成**
 - ▷ 医師の確保と資質向上（大学の医局や基幹病院等との関係強化 等）
 - ▷ 働きやすい職場環境づくり（ハラスメント防止のための研修や意識啓発活動の実施、タスクシェア・シフティングの推進や女性職員に対する支援 等）
 - **地域連携の推進**
 - ▷ 地域の医療機関等との連携強化（地域の医療機関への対外活動の実施 等）
 - **地域医療への貢献**
 - ▷ 地域のがん医療の質の向上のための支援（都道府県がん診療連携拠点病院として県内のがん診療の質の向上等に関する中心的な役割を發揮 等）
- 第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置**
- **業務運営体制の確立**
 - ▷ 効率的な組織体制の構築（効果的かつ効率的な業務運営体制の構築 等）
 - ▷ 経営参画意識の向上（経営に関する情報の職員への周知 等）
 - **収入の確保及び費用の削減への取組**
 - ▷ 収入の確保への取組（効率的かつ柔軟な病棟管理による病床利用率の向上、診療報酬改定等に適切に対応できる体制の構築 等）
 - ▷ 費用の削減への取組（医薬品、診療材料等の適切な管理と費用対効果を意識した業務改善への取組 等）

地方独立行政法人栃木県立がんセンター

第 2 期中期計画（素案）

第 1 中期計画の期間

令和 3（2021）年 4 月 1 日から令和 8（2026）年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

第 2 県民に対して提供する医療サービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

がんセンターの基本理念「学問（Philosophy）に裏付けられた最高の技術（Art）を愛のこころ（Humanity）で県民の皆様に提供します。」に基づき、病院スタッフのチームワークによる最良のがん医療を提供する。また、患者の権利を尊重し、相互の理解のもとに診療をすすめるとともに、職員一人一人が高い倫理観と熱意を持つ人材を育成する。さらに、都道府県がん診療連携拠点病院として、最新の学問によるがん医療のリーダーを目指すとともに、地域に開かれたがん専門病院を目指す。

1 質の高い医療の提供

（1）高度で専門的な医療の推進

患者がさまざまな病態に応じて必要な医療を受けられるよう、がん専門病院として、以下のとおり、高度で専門的な医療を提供する。

ア 局所進行がんや転移がんも含め、患者がさまざまな病態に応じて必要な医療を受けられるよう、手術、放射線治療及び化学療法を組み合わせた集学的治療の充実を図るなど、高度専門医療を提供する。

イ 診療ガイドラインの策定が不十分であるために治療選択に難渋する希少がんに対する理解促進と、適切な医療が提供できるよう多分野、多職種で共同して診療する体制を整備する。

また、バイオバンクを運営し、希少がんに対する研究の基盤づくりに貢献する。

ウ がんゲノムの遺伝子診断を行ない、個々のがんの発症と進展に関わる遺伝子の異常を明らかにし、患者及びその家族に最適ながんの診断と治療及び予防の方法を提供する。

エ がん治療に伴う副作用等を軽減し、患者のQOLを向上させるための支持療法を提供する。

オ がん専門病院として患者へのより良い診療を提供できるよう、治験等の臨床研究や新たな標準治療法の確立のための国内外の多施設共同研究に積極的に取り組む。

(2) チーム医療の推進

多職種 of 医療従事者間で連携、協働し、それぞれの専門性を最大限に発揮できるよう、医療従事者間の連携、協働を実際の臨床の場で実践するため、継続的にチームSTEPPSに取り組むとともに、カンサーボード（症例検討会）の充実を図る。

(3) 緩和ケアの推進

緩和ケアに対する意識を共有し協力体制を整え、入院・外来患者及びその家族に継続したサポートを行うなど、院内の緩和ケアを推進する。

(4) がん患者リハビリテーションの推進

患者の生活の質を維持するために、各診療科や多職種との連携により、多様なリハビリテーション・ニーズに対応する。

【目標とする指標（質の高い医療の提供）】

- ・ 高難度手術延べ件数
- ・ 臨床研究件数
- ・ 緩和ケアチームによる外来患者・家族フォロー割合
- ・ リハビリテーション新規依頼件数

2 安全で安心な医療の提供

(1) 医療安全対策等の推進

患者が安心して医療を受けられるよう、以下のとおり、医療安全対策等を推進する。

ア ヒヤリ・ハット事象の報告を更に促進し、リスクマネジャーや医療安全に関する院内組織を中心に医療事故等の原因分析、再発防止策の検討等を行うとともに、職員間で再発防止策や医療安全に関する情報を共有化して事故防止の徹底を図る。

イ 感染対策委員会が中心となり、院内感染の発生予防及び拡大防止のため、発生状況の把握や感染源及び感染経路に応じた適切な対応を行う。

ウ チームSTEPPSを活かしたチーム医療を推進することにより、院内に患者安全文化を醸成し、職種や部署を超えたコミュニケーションを推進することで職員にとっても安全な職場の形成を推進する。

(2) 医療機器、医薬品等の安全管理の徹底

患者に対して安全な医療を提供するため、放射線治療機器の品質管理の徹底等、医療機器や医薬品をはじめ施設内全般の安全管理を徹底する。

【目標とする指標（安全で安心な医療の提供）】

- ・全インシデント報告に対するヒヤリハット報告レベル0－1の割合

3 患者・県民の視点に立った医療の提供

(1) 患者及びその家族への医療サービスの充実

患者及びその家族への医療サービスの充実が図られるよう、以下の取組を実施する。

ア 治療の選択に対して、患者自身が自己の価値観や生活スタイルを踏まえた意思決定ができるよう支援する。

イ ACP（アドバンスド・ケア・プランニング）支援チーム（仮称）を設置し、患者と医療従事者との話し合いにより、患者自らが望む医

療・ケアを受けられるように支援する。

ウ 検査や処置等に関し、その都度、患者及びその家族に対して、医師をはじめ看護師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等による分かりやすい説明を徹底する。

エ 院内クリニカルパス（良質な医療を効率的かつ安全、適正に提供するための手段としての標準診療計画）の適用症例率の向上を図る。

(2) 患者の就労等に関する相談支援機能の充実

患者一人一人のライフステージごとに生じる就学、就労、生殖機能などの多様な支援ニーズに対応できるよう、多職種によるチーム支援やハローワーク、他施設との相談支援のネットワークなど関係機関との連携強化等により、相談支援の充実を図る。

(3) 患者及びその家族の利便性・快適性の向上

ア 患者及びその家族の立場に立った医療サービスを提供するため、研修等を実施し、職員の接遇マナーの向上を図る。

イ 患者満足度調査等により、患者及びその家族のニーズを把握しその改善に取り組むなど、利便性・快適性の向上に努める。

(4) 県民へのがんに関する情報の提供

県民のがんに対する理解やがん検診の受診を促進するため、市民公開講座等を通じて、がんに関する普及啓発に努めるとともに、ホームページや広報誌等を活用し、がんセンターが行う治療方法等について積極的に情報発信する。

(5) ボランティア等民間団体との協働

ア 患者会等と連携、協働し、患者やその家族など同じ立場の人が気軽に語り合える交流の場である「患者サロン」の利用を促進することにより、患者及びその家族の仲間づくりを支援する。

イ ボランティアと連携、協働し、院内の案内や季節ごとの行事の開催等、療養環境の向上を図る。

【目標とする指標（患者・県民の視点に立った医療の提供）】

- ・患者満足度割合

4 人材の確保と育成

(1) 医療従事者の確保と育成

ア 医師の確保と資質向上

- ・ 全国のがん専門病院との連携や大学との協力関係の構築により、人的交流を図る。
- ・ 専門医資格取得のための研修病院としての役割を果たすことにより、若手医師の確保に努める。

イ 看護師の確保と資質向上

- ・ 養成機関との連携強化や随時募集により、医療環境や業務量の変化に応じた柔軟な看護師の確保、配置に努める。
- ・ 県内トップレベルのがん医療を提供できるよう、認定看護師、専門看護師等の資格取得や学会等の参加を奨励、支援するとともに、新規採用者集合研修や各クリニカルラダーレベルに合わせた実効性のある研修プログラムにより、計画的に研修を実施する。

ウ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等の確保と資質向上

- ・ 大学及び養成機関との連携強化や随時募集により、医療環境や業務量の変化に応じた薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等の医療従事者の確保、配置に努める。
- ・ 各種認定資格の取得や学会等の参加を奨励、支援するとともに、実効性のある研修プログラムの充実を図り、計画的に研修を実施する。

エ 事務職員の確保と資質向上

- ・ 医療制度や経営環境の変化に迅速に対応できるよう、病院経営や医療事務等に精通した職員の計画的な確保、配置に努める。
- ・ 各種認定資格の取得や外部研修会等の参加を奨励、支援するとともに、実効性のある研修プログラムの充実を図るなど、事務部門の専門性の向上と体制の強化に努める。

(2) 研修内容の充実

がん専門病院として、がん医療における最新の知識と技術を有する人材を育成するため、体系的に部門別研修やテーマ別研修を行うなど研修内容の充実を図る。

(3) 人事管理制度の構築

職員の人材育成やモチベーションの向上に資するため、新しい人事評価制度の適正運用と継続的な見直しを行い、がんセンターに適した人事管理制度を構築する。

(4) 働きやすい職場環境づくり

働きやすい職場環境づくりが図られるよう、以下の取組を実施する。

ア 職員が安全かつ安心して働くことができるよう、ハラスメントの防止やワーク・ライフ・バランスを推進するための研修や意識啓発活動に取り組むなど、職員が心身ともに健康を維持できるよう職場環境づくりに努める。

イ 優れた人材を確保するため、短時間勤務や在宅勤務等、多様な勤務形態の導入を検討する。

ウ 働き方改革を着実に推進していくため、タスクシェア・シフティングや女性職員に対する支援等、勤務環境改善に向けた継続的な取り組みを実施する。

(5) 医療従事者の臨床倫理観の向上

医療従事者の臨床倫理観の向上を図るため、以下の取組を実施する。

ア 医療倫理の教育や研修を定期的実施する。

イ 病院臨床倫理委員会メンバーならびにリンクスタッフで構成する多職種コンサルテーション（相談支援）チームによる支援体制を充実するとともに、臨床で生じる倫理的問題に対して適切に対応できるよう、臨床倫理認定士を中心とした専門的な介入を実施する。

【目標とする指標（人材の確保と育成）】

- ・職員満足度割合

5 地域連携の推進

(1) 地域の医療機関等との連携強化

患者がどこに住んでいても質の高い医療を受けることができるよう、以下のとおり、地域の医療機関等との連携を強化する。

ア 地域の医療機関への対外活動を実施するとともに、地域医療連携ネットワークシステム（とちまるネット）を活用するなどして、地域の医療機関との的確な役割分担を意識しつつ連携の充実を図る。

イ 手術、放射線治療、化学療法等、あらゆる診療段階における医科歯科連携を推進する。

ウ 外来化学療法及び在宅緩和医療の推進を図るために、とちまるネットなどICTネットワークシステムを活用し、がん治療に関連した薬剤情報を保険薬局と共有するなど、医薬連携を推進する。

エ 近隣の医療機関からの受託検査（CT、MRI、超音波検査等）を受け入れる。

(2) 患者の在宅療養を支援するための病診連携の強化

患者が退院後、安心して療養生活を送ることができるよう、ケアマネジャーや訪問医、訪問看護師等、地域の医療関係者と退院前カンファレンスを積極的に実施するなど、退院調整を充実するとともに、在宅療養中の患者の緊急時の受入れ等、状態変化に合わせて迅速に対応するなど、患者の在宅療養を支援するための病診連携を強化する。

(3) 在宅緩和ケアの推進

がん患者の在宅療養を支援するため、在宅療養支援機能を担う診療所や訪問看護ステーション、院内関連部署との連携を図り、早期から計画的に介入し、緩和ケア病棟の活用を含めた在宅緩和ケアを推進する。

【目標とする指標（地域連携の推進）】

- ・紹介率
- ・逆紹介率

6 地域医療への貢献

(1) 地域のがん医療の質の向上のための支援

地域のがん医療の質の向上を推進するため、以下の取組を実施する。

ア 都道府県がん診療連携拠点病院として、栃木県がん診療連携協議会を運営し、県内におけるがん診療の質の向上及びがん診療連携体制の構築、P D C Aサイクルの確保に関し中心的な役割を担う。

イ 栃木県がん・生殖医療ネットワークの事務局として、思春期・若年がん患者等への情報提供や、がん治療医と生殖医療専門施設との連携の促進等により、県内におけるがん・生殖医療の推進について中心的な役割を担う。

ウ 地域医療機関向けの研修会の実施や実習受入れ等、がん医療に携わる医療従事者の育成に対して支援する。

(2) がん対策事業への貢献

がん登録等の情報の整理、分析等を行うとともに、県のがんに関する施策の企画立案等に参画するなど、がん対策事業に対して積極的に貢献する。

7 災害等への対応

災害発生時に患者の安全を確保できるよう、防災訓練等、災害対策を実施するとともに、感染症対策を含めた事業継続計画（B C P）の継続的な見直しを行い、実効性のある計画とする。

また、医薬品備蓄等により救急医療体制を整備し、災害や公衆衛生上の重大な危機等が発生した場合は、被災地の支援等について、近隣病院と連携しつつ、県からの要請又は自らの判断に基づき、迅速に対応する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

地方独立行政法人制度の特長である自律性、機動性を活かし、医療環境の変化に応じた戦略的かつ迅速な業務運営を行うとともに、職員全員が組織における価値観や中長期の経営の方向性を共有しながら、経営に対する

責任感や使命感を持って積極的に経営に参画する組織文化を醸成するなど、安定的な経営基盤の確立のために経営の改善を図っていく。

1 業務運営体制の確立

(1) 効率的な組織体制の構築

安定的な経営基盤を確立するため、医療環境の変化に応じて戦略的かつ迅速な意思決定を行えるよう、組織体制を検討し、効果的かつ効率的な業務運営体制を構築する。

また、質の高い医療を効率的に提供するため、最適な職員構成と各自のスキルの向上を図るとともに経営効率の高い職員配置に努める。

(2) 経営参画意識の向上

職員全員が組織における価値観や中長期の経営の方向性を共有しながら、経営に対する責任感や使命感を持って積極的に経営に参画するよう、経営に関する情報を分かりやすく職員へ周知するとともに、職員からの業務改善に関する提案の積極的な採用に努める。

2 収入の確保及び費用の削減への取組

(1) 収入の確保への取組

収入の確保を図るため、以下の取組を実施する。

ア ホームページや広報誌等を通じ、がんセンターの特長の周知や診療情報を提供するとともに、地域のイベントでのPR活動や出前講座の実施等、積極的な情報発信、広報活動を行う。

イ 効率的かつ柔軟な病棟管理を行い、病床利用率を向上させる。

ウ 診療情報管理士等、専門的知識を有する職員の確保と育成に努め、適切な診療情報の管理と診療報酬の請求を図るとともに、診療報酬改定等に迅速かつ適切に対応できる体制を構築する。

エ 関係部署が連携を密にして、患者の医療費負担に係る不安軽減を図り、未収金の発生防止に努める。

また、回収困難債権については、弁護士法人へ回収業務を委託し、

回収の徹底を図る。

(2) 費用の削減への取組

費用の削減を図るため、以下の取組を実施する。

ア 予算と実績の管理を通じ、職員全員に対してコスト意識の徹底を図る。

イ 医薬品、診療材料、消耗品の適切な管理及び費用対効果を意識した業務改善への取り組みにより費用の抑制や削減を行う。

ウ 働き方改革を推進していく中で、職員全員の業務の効率化などに対する意識啓発に努めるとともに、職場全体において、組織や業務の見直しなどを行い、時間外勤務の縮減を図る。

エ 原価計算の実施などにより、収支の推移等を分析し、診療科及び部門ごとに適切なコスト管理を行う。

【目標とする指標（収入の確保及び費用の削減への取組）】

- ・病床稼働率

第4 予算、収支計画及び資金計画

県民が求める高度で専門的ながん医療を安定的に提供していくために、中期目標期間中の各年度において経常収支の黒字化を目指す。

また、計画的な資金管理を行い、経営基盤の安定化に努める。

- 1 予算（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）
精査中
- 2 収支計画（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）
精査中
- 3 資金計画（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）
精査中

【目標とする指標（予算、収支計画及び資金計画）】

- ・ 経常収支比率
- ・ 医業収支比率

第5 短期借入金の限度額

1 限度額

6億円とする。

2 想定される理由

賞与の支給等による一時的な資金不足に対応するため。

第6 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

なし

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第8 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、将来の病院施設の整備、大規模修繕、医療機器の整備、研修の充実等に充てる。

第9 料金に関する事項

1 使用料及び手数料

病院利用者からは、使用料及び手数料として次に掲げる額を徴収する。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定により厚生労働大臣が定める算定方法及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準（診療報酬算定方法）により算定した額

(2) 健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準(食事療養及び生活療養費用算定基準)により算定した額

(3) (1)、(2)以外のものについては、別に理事長が定める額

2 使用料及び手数料の減免

理事長は、特別の事情があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。

第10 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置

(1) 施設整備のあり方・医療機器整備の検討

- ・ 地域医療構想調整会議での協議内容も踏まえ、長期的な視点から、がん専門の公立病院として担うべき役割に最適な施設整備、病床数の検討及びそれらの柔軟な対応を実施する。
- ・ 医療機器については、地域医療構想区域内における共同利用を含め、県民の医療ニーズ、医療技術の進展に応えるため、費用対効果等を総合的に勘案し、計画的な更新・整備に努める。

(2) 適正な業務の確保

- ・ 県民に信頼され、県内医療機関の模範的役割を果たしていけるよう、法令や社会規範を遵守する。
- ・ 栃木県情報公開条例(平成11年栃木県条例第32号)及び栃木県個人情報保護条例(平成13年栃木県条例第3号)に基づき、適切な情報管理を行う。
- ・ 個人情報漏えいを防ぐため、情報セキュリティ研修を実施するなど、職員の認識を高めるとともに、情報セキュリティ対策を徹底する。
- ・ 内部統制の充実を図るため、内部監査の実施等、院内におけるリスク管理の取組を推進する。

第2期中期計画 指標について

| 大項目 | 中項目 | 第1期中期計画 | | | | | | |
|--------------------------------------|-------------------------------------|----------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------|-----------------------|-------|
| | | 指標名 | H28(2016) 年度 実績値 | H29(2017) 年度 実績値 | H30(2018) 年度 実績値 | R元(2019) 年度 実績値 | R2(2020) 年度 目標値 | |
| 第2 県民に対して提供する医療サービスその他の業務の質の向上に関する事項 | 1 質の高い医療の提供 | 高難度手術延べ件数(件) | 69 | 75 | 52 | 61 | 60 | |
| | | 高精度放射線治療延べ件数(件) | IMRT | 777 | 1,251 | 2,190 | 835 | 780 |
| | | | SBRT | 4 | 0 | 8 | 16 | 20 |
| | | 外来化学療法延べ件数(件) | 7,897 | 7,573 | 8,048 | 8,308 | 7,900 | |
| | | 臨床研究件数(件) | 182 | 169 | 183 | 200 | 228 | |
| | | 地域の緩和ケア連携カンファレンス開催回数 | 年9回 | 年10回 | 年8回 | 年8回 | 月1回以上 | |
| | | がん患者リハビリテーション単位数(単位) | 2,285 | 5,438 | 5,374 | 5,668 | 17,040 | |
| | 2 安全で安心な医療の提供 | 感染管理認定看護師数(人) | 2 | 2 | 1 | 1 | 3以上 | |
| | 3 患者・県民の視点に立った医療の提供 | セカンドオピニオン件数(件) | 148 | 194 | 153 | 107 | 230 | |
| | | 患者満足度割合(%) | 82 | 83 | 87 | 88 | 90以上 | |
| | 4 人材の確保と育成 | 職員満足度割合(%) | 66 | 77 | 80 | 78 | 90以上 | |
| | | 5 地域連携の推進 | 紹介率(%) | 93.5 | 94.0 | 94.6 | 95.7 | 95.0 |
| | 逆紹介率(%) | | 38.0 | 42.8 | 45.3 | 44.2 | 40.0 | |
| | 第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 | 3 収入の確保及び費用の削減への取組 | 指標なし | | | | | |
| | 第4 予算、収支計画及び資金計画 | 財務内容の改善に関する事項 | 経常収支比率(%) | 101.1 | 98.9 | 98.0 | 97.0 | 100以上 |
| 医業収支比率(%) | | | 79.1 | 77.8 | 79.4 | 80.5 | 85以上 | |



| 第2期中期計画 | |
|------------------------------------|----|
| 指標名 | |
| 高難度手術延べ件数(件) | |
| - | 除外 |
| - | 除外 |
| 臨床研究件数(件) | |
| 緩和ケアチームによる外来患者・家族フォロー割合(%) | 変更 |
| リハビリテーション新規依頼件数(件) | 変更 |
| 全インシデント報告に対するヒヤリハット報告レベル 0-1の割合(%) | 変更 |
| - | 除外 |
| 患者満足度割合(%) | |
| 職員満足度割合(%) | |
| 紹介率(%) | |
| 逆紹介率(%) | |
| 病床稼働率(%) ※210床ベース | 新規 |
| 経常収支比率(%) | |
| 医業収支比率(%) | |

地方独立行政法人栃木県立がんセンター 中期目標（第1期・第2期の比較）

R2(2020).10.

| 第一期中期目標 | | | 第二期中期目標 | | | 主な変更点等 |
|--|-----|-----|---|-----|-----|--|
| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | |
| 前文 | | | 前文 | | | |
| 第1 中期目標の期間 ・ 5年間 (H28(2016).4.1～H33(2021).3.31) | | | 第1 中期目標の期間 ・ 5年間 (R3(2021).4.1～R8(2026).3.31) | | | |
| 第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 | | | 第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 | | | |
| 1 質の高い医療の提供 (1) 高度で専門的な医療の推進 (2) チーム医療の推進 (3) 緩和ケアの推進 (4) がん患者のリハビリテーション提供体制の充実 | | | 1 質の高い医療の提供 (1) 高度で専門的な医療の推進 (2) チーム医療の推進 (3) 緩和ケアの推進 変更 (4) がん患者リハビリテーションの 推進 | | | (1) 高度で専門的な医療の推進 ・希少がんや難治性がんの特性に応じた医療 ・ がんゲノム医療 を推進 |
| 2 安全で安心な医療の提供 (1) 医療安全対策等の推進 (2) 医療機器、医薬品等の安全管理の徹底 (3) 法令・社会規範の遵守及び適切な情報管理 | | | 2 安全で安心な医療の提供 (1) 医療安全対策等の推進 (2) 医療機器、医薬品等の安全管理の徹底 移動 (3) (第5-2に記載) | | | |
| 3 患者・県民の視点に立った医療の提供 (1) 患者及びその家族への医療サービスの充実 (2) 患者の就労等に関する相談支援体制の充実 (3) 患者及びその家族の利便性・快適性の向上 (4) 県民へのがんに関する情報の提供 (5) ボランティア等民間団体との協働 | | | 3 患者・県民の視点に立った医療の提供 変更 (1) 患者及びその家族への医療サービスの充実 (2) 患者の就労等に関する相談支援 機能 の充実 (3) 患者及びその家族の利便性・快適性の向上 (4) 県民へのがんに関する情報の提供 (5) ボランティア等民間団体との協働 | | | |

| 第一期中期目標 | | | 第二期中期目標 | | | 主な変更点等 |
|-----------------------|-----|--|-----------------------|-----|---|--|
| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | |
| | 4 | 人材の確保と育成 (1) 医療従事者の確保と育成 (2) 研修体制の強化 (3) 人事管理制度の構築 (4) 安全で安心な職場環境づくり (5) 医療従事者の臨床倫理観の向上 | | 4 | 人材の確保と育成 (1) 医療従事者の確保と育成 (2) 研修 内容の充実 (3) 人事管理制度の構築 変更 (4) 働きやすい 職場環境づくり (5) 医療従事者の臨床倫理観の向上 | (2) 研修内容の充実 第1期に整備した研修センターにおいて、部門別研修やテーマ別研修を行う等、研修内容を充実 (4) 働きやすい職場環境づくり タスク・シフティングの推進等により 働き方改革 を推進 |
| | 5 | 地域連携の推進 (1) 地域の医療機関との連携強化 (2) 患者の在宅療養を支援するための病診連携の強化 (3) 在宅緩和ケアの推進 | | 5 | 地域連携の推進 (1) 地域の医療機関との連携強化 (2) 患者の在宅療養を支援するための病診連携の強化 (3) 在宅緩和ケアの推進 | |
| | 6 | 地域医療への貢献 (1) 地域のがん医療の向上・均てん化のための支援 (2) がん対策事業への貢献 | | 6 | 地域医療への貢献 (1) 地域のがん医療の 質 の向上のための支援 (2) がん対策事業への貢献 | (1) 地域のがん医療の質の向上のための支援 均てん化は一定の成果が得られたため、第2期は 地域のがん医療の質の向上 を支援 |
| | 7 | 災害等への対応 ・ 県立病院としての災害等への対応 | | 7 | 災害等への対応 追記 ・ BCP(業務継続計画)の継続的な見直し ・ 県立病院としての災害等への対応 | 第1期に策定したBCPを継続的に見直すことで、災害発生時の事業の継続・早期復旧に向けた備えを強化 |
| 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 | | | 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 | | | |
| | 1 | 業務運営体制の確立 ・ 経営責任の所在の明確化 ・ 実効性のある組織の整備 | | 1 | 業務運営体制の確立 変更 (1) 効率的な組織体制の構築 ・ 効果的・効率的な業務運営体制の構築 ・ 経営効率の高い職員配置 移動 (2) 経営参画意識の向上 (第3-2から移動) ・ 積極的に経営に参画する組織文化の醸成 | さらに効果的かつ効率的な業務運営体制を構築するとともに、 経営効率の高い職員配置 を推進 |
| | 2 | 経営参画意識の向上 ・ 積極的に経営に参画する組織文化の醸成 | | 2 | (第3-1(2)に記載) 移動 | |

| 第一期中期目標 | | | 第二期中期目標 | | | 主な変更点等 |
|---------|-----|---|---------|-----|--|--------------------------------------|
| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | |
| | 3 | 収入の確保及び費用の削減への取組 (1) 収入の確保への取組 ・ 積極的な情報発信と質の高いがん医療の提供による患者の確保 ・ 病診・病病連携による患者の確保 ・ 病床利用率向上策の検討 ・ 診療報酬の精度管理の充実 ・ 未収金の発生防止と回収の徹底 (2) 費用の削減への取組 ・ 適正な在庫管理 ・ 医薬品及び診療材料の調達コストの削減 ・ コスト意識改革 ・ 原価計算の確立 | | 2 | 収入の確保及び費用の削減への取組 (1) 収入の確保への取組 ・ 積極的な情報発信と質の高いがん医療の提供による患者の確保 ・ 病診・病病連携による患者の確保 ・ 病床利用率向上策の検討 ・ 診療報酬改定への迅速かつ適切な対応 ・ 未収金の発生防止と回収の徹底 (2) 費用の削減への取組 ・ 経営状況の分析を踏まえた費用の適正化 ・ 適正な在庫管理 ・ コスト意識改革 ・ 原価計算の 実施 | 診療報酬改定への迅速かつ適切な対応や経営分析を踏まえた費用の適正化を実施 |
| 第4 | | 財務内容の改善に関する事項 ・ 中期目標期間中の経常収支の黒字化 | 第4 | | 財務内容の改善に関する事項 ・ 中期目標期間中の経常収支の黒字化 追記 計画的な資金管理 | 経営基盤の安定化を図るため、計画的な資金管理を実施 |
| 第5 | | その他業務運営に関する重要事項 ・ 長期的な視点による施設整備のあり方の検討 ・ 計画的な医療機器の更新・整備 | 第5 | | その他業務運営に関する重要事項 1 施設整備のあり方・医療機器整備の検討 変更 地域の医療機関の状況等を踏まえた施設整備のあり方の具体的な検討 ・ 計画的な医療機器の更新・整備 2 適正な業務の確保 (第2-2(3)から移動) 追記 内部統制の充実 ・ 法令・社会規範の遵守 ・ 適切な情報管理 | 内部統制の充実を推進 |

がんセンター第1期中期計画・第2期中期計画(素案)の比較

| 第2期中期計画(素案) | 第1期中期計画 |
|---|---|
| 前文 | 前文 |
| (省略) | (省略) |
| 第1 中期計画の期間 | 第1 中期計画の期間 |
| 令和3(2021)年4月1日から令和8(2026)年3月31日までの5年間とする。 | 平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。 |
| 第2 県民に対して提供する医療サービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 | 第2 県民に対して提供する医療サービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 |
| 基本理念・基本方針 | 基本理念・基本方針 |
| <p>がんセンターの基本理念「学問(Philosophy)に裏付けられた最高の技術(Art)を愛のこころ(Humanity)で県民の皆様提供します。」に基づき、病院スタッフのチームワークによる最良のがん医療を提供する。また、患者の権利を尊重し、相互の理解のもとに診療をすすめるとともに、職員一人一人が高い倫理観と熱意を持つ人材を育成する。さらに、都道府県がん診療連携拠点病院として、最新の学問によるがん医療のリーダーを目指すとともに、地域に開かれたがん専門病院を目指す。</p> | <p>がんセンターの基本理念「学問(Philosophy)に裏付けられた最高の技術(Art)を愛のこころ(Humanity)で県民の皆様提供します。」に基づき、病院スタッフのチームワークによる最良のがん医療を提供する。また、患者の権利を尊重し、相互の理解のもとに診療をすすめるとともに、職員一人一人が高い目標意識、倫理観及び熱意を持つ人材を育成する。さらに、都道府県がん診療連携拠点病院として、最新の学問によるがん医療のリーダーを目指すとともに、地域に開かれたがん専門病院を目指す。</p> |
| 1 質の高い医療の提供 | 1 質の高い医療の提供 |
| (1)高度で専門的な医療の推進 | (1)高度で専門的な医療の推進 |
| <p>患者がさまざまな病態に応じて必要な医療を受けられるよう、がん専門病院として、以下のとおり、高度で専門的な医療を提供する。</p> <p>ア 局所進行がんや転移がんも含め、患者がさまざまな病態に応じて必要な医療を受けられるよう、手術、放射線治療及び化学療法を組み合わせた集学的治療の充実を図るなど、高度専門医療を提供する。</p> <p>イ 診療ガイドラインの策定が不十分であるために治療選択に難渋する希少がんに対する理解促進と、適切な医療が提供できるよう多分野、多職種で共同して診療する体制を整備する。 また、バイオバンクを運営し、希少がんに対する研究の基盤づくりに貢献する。</p> <p>ウ がんゲノムの遺伝子診断を行ない、個々のがんの発症と進展に関わる遺伝子の異常を明らかにし、患者及びその家族に最適ながんの診断と治療及び予防の方法を提供する。</p> <p>エ がん治療に伴う副作用等を軽減し、患者のQOLを向上させるための支持療法を提供する。</p> | <p>患者がさまざまな病態に応じて必要な医療を受けられるよう、がん専門病院として、以下のとおり、高度で専門的な医療を提供する。</p> <p>ア 局所進行がんや転移がん、希少がんも含め、患者がさまざまな病態に応じて必要な医療を受けられるよう、手術、放射線治療及び化学療法を組み合わせた集学的治療の充実を図るなど、高度専門医療を提供する。</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> |

がんセンター第1期中期計画・第2期中期計画(素案)の比較

| 第2期中期計画(素案) | 第1期中期計画 |
|--|--|
| <p>【削除】</p> <p>【削除】</p> <p>【削除】</p> <p>オ がん専門病院として患者へのより良い診療を提供できるよう、治験等の臨床研究や新たな標準治療法の確立のための国内外の多施設共同研究に積極的に取り組む。</p> | <p>イ 低侵襲な鏡視下手術(腹腔鏡、胸腔鏡を入れてモニターを見ながら行う手術)や食道、胃、大腸の内視鏡治療の実施(内視鏡的粘膜下層剥離術:ESD、内視鏡的粘膜切除術:EMR等)等、患者の身体的負担が少ない治療法を引き続き提供し、患者の高齢化への対応を進める。</p> <p>ウ IMRT(強度変調放射線治療)やSBRT(体幹部定位放射線治療)等、患者の状態等に応じた高度な放射線治療を提供する。</p> <p>エ 抗がん剤の作用、副作用に熟知した専門医や看護師による高度ながん化学療法を引き続き提供するとともに、他の医療機関では実施困難な最新の化学療法を提供する。</p> <p>オ 患者がよりよい治療を受けられるよう、治験等の臨床研究や新たな標準治療法の確立のための国内外の多施設共同研究に積極的に取り組む。</p> |
| <p>(2)チーム医療の推進</p> | <p>(2)チーム医療の推進</p> |
| <p>多職種の医療従事者間で連携、協働し、それぞれの専門性を最大限に発揮できるよう、医療従事者間の連携、協働を実際の臨床の場で実践するため、継続的にチームSTEPPSに取り組むとともに、がんセンターボード(症例検討会)の充実を図る。</p> | <p>多職種の医療従事者間で連携、協働し、それぞれの専門性を最大限に発揮できるよう、放射線診断医、病理診断医をはじめとする医療従事者間の連携、協働を実際の臨床の場で実践するため、体系的なチームトレーニングを実施するとともに、がんセンターボード(症例検討会)の一層の充実を図る。</p> |
| <p>(3)緩和ケアの推進</p> | <p>(3)緩和ケアの推進</p> |
| <p>緩和ケアに対する意識を共有し協力体制を整え、入院・外来患者及びその家族に継続したサポートを行うなど、院内の緩和ケアを推進する。</p> <p>【第2-5-(3)に移動】</p> | <p>患者の苦痛の軽減や療養生活の質の維持向上を図るため、以下のとおり、がん診断された時からの緩和ケアを推進する。</p> <p>ア 緩和ケアチーム、緩和ケア外来、緩和ケア病棟等を有機的に統合する緩和ケアセンターの体制を充実させるとともに、緩和ケアセンターが主体となって院内向けに勉強会等を開催し、病院内の全ての職員が緩和ケアに対する意識付けを共有化して協力体制を構築するなど、院内の緩和ケアを推進する。</p> <p>イ 院内のみならず地域全体の緩和ケアの質の向上を図るため、地域連携カンファレンスの実施、在宅療養支援機能を担う診療所や訪問看護ステーションとの連携強化、訪問診療の検討を行うなど、地域と連携して在宅緩和ケアを推進する。</p> |
| <p>(4)がん患者リハビリテーションの推進</p> | <p>(4)がん患者のリハビリテーション提供体制の充実</p> |
| <p>患者の生活の質を維持するために、各診療科や多職種との連携により、多様なリハビリテーション・ニーズに対応する。</p> | <p>患者の望む生活スタイルを支援するため、リハビリテーションスペースを拡充するとともに理学療法士・作業療法士の充実を図り、がん診断された時から患者の病態に応じたリハビリテーションを提供する。</p> |

がんセンター第1期中期計画・第2期中期計画(素案)の比較

| 第2期中期計画(素案) | 第1期中期計画 |
|--|---|
| 2 安全で安心な医療の提供 | 2 安全で安心な医療の提供 |
| (1)医療安全対策等の推進 | (1)医療安全対策等の推進 |
| <p>患者が安心して医療を受けられるよう、以下のとおり、医療安全対策等を推進する。</p> <p>ア ヒヤリ・ハット事象の報告を更に促進し、リスクマネジャーや医療安全に関する院内組織を中心に医療事故等の原因分析、再発防止策の検討等を行うとともに、職員間で再発防止策や医療安全に関する情報を共有化して事故防止の徹底を図る。</p> <p>イ 感染対策委員会が中心となり、院内感染の発生予防及び拡大防止のため、発生状況の把握や感染源及び感染経路に応じた適切な対応を行う。</p> <p>ウ チームSTEPPSを活かしたチーム医療を推進することにより、院内に患者安全文化を醸成し、職種や部署を超えたコミュニケーションを推進することで職員にとっても安全な職場の形成を推進する。</p> | <p>患者が安心して医療を受けられるよう、以下のとおり、医療安全対策等を推進する。</p> <p>ア リスクマネジャーや医療安全に関する院内組織を中心にヒヤリ・ハットも含めた医療事故の発生原因の分析等を行うとともに、安全管理に関する研修等を通し、職員間で再発防止策や医療安全に関する情報を共有化し、事故防止の徹底を図る。</p> <p>イ 感染対策委員会が中心となり、院内感染の予防、監視、指導、教育等を強化する。</p> <p>ウ チーム医療を推進することにより、院内に患者安全文化を醸成するとともに、職員にとっても安全な職場の形成を推進する。</p> |
| (2)医療機器、医薬品等の安全管理の徹底 | (2)医療機器、医薬品等の安全管理の徹底 |
| <p>患者に対して安全な医療を提供するため、放射線治療機器の品質管理の徹底等、医療機器や医薬品をはじめ施設内全般の安全管理を徹底する。</p> | <p>患者に対して安全な医療を提供するため、放射線治療機器の品質管理の徹底や服薬指導の徹底等、医療機器や医薬品をはじめ施設内全般の安全管理を徹底する。</p> |
| (3)法令・社会規範の遵守及び適切な情報管理 | (3)法令・社会規範の遵守及び適切な情報管理 |
| 【第10-(2)に移動】 | ア 県民に信頼され、県内医療機関の模範的役割を果たしていけるよう、法令や社会規範を遵守する。 |
| 【第10-(2)に移動】 | イ 栃木県情報公開条例(平成11年栃木県条例第32号)及び栃木県個人情報保護条例(平成13年栃木県条例第3号)に基づき、適切な情報管理を行う。 |
| 【第10-(2)に移動】 | ウ 個人情報漏えいを防ぐため、情報セキュリティ研修を実施するなど、職員の認識を高めるとともに、情報セキュリティ対策を徹底する。 |

がんセンター第1期中期計画・第2期中期計画(素案)の比較

| 第2期中期計画(素案) | 第1期中期計画 |
|---|--|
| 3 患者・県民の視点に立った医療の提供 | 3 患者・県民の視点に立った医療の提供 |
| (1) 患者及びその家族への医療サービスの充実 | (1) 患者及びその家族への医療サービスの充実 |
| 患者及びその家族への医療サービスの充実が図られるよう、以下の取組を実施する。 | 患者及びその家族への医療サービスの充実が図られるよう、以下の取組を実施する。 |
| 【削除】 | ア 患者及びその家族に必要な情報を分かりやすく説明し、患者自らの判断で治療方針等を決定できるよう、インフォームド・コンセントを徹底する。 |
| ア 治療の選択に対して、患者自身が自己の価値観や生活スタイルを踏まえた意思決定ができるよう支援する。 | イ 患者が自身の生活のスタイルに応じて手術以外の治療法も選択できるよう、医療相談等を充実する。 |
| イ ACP(アドバンスド・ケア・プランニング)支援チーム(仮称)を設置し、患者と医療従事者との話し合いにより、患者自らが望む医療・ケアを受けられるように支援する。 | 【新設】 |
| ウ 検査や処置等に関し、その都度、患者及びその家族に対して、医師をはじめ看護師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等による分かりやすい説明を徹底する。 | ウ 検査や処置等に関し、その都度、患者及びその家族に対して、医師をはじめ看護師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等による分かりやすい説明を徹底する。 |
| 【削除】 | エ 患者及びその家族の生活の質の向上を図るため、外来診療の充実を図る。具体的には、人員体制に配慮しながら平日朝夕の診療を試行するとともに、セカンドオピニオン外来を平日のみでなく土曜日まで拡大する。 |
| 【削除】 | オ 現在の手術マネジメントセンターの機能を強化した入退院センターを新たに設置し、入院前の患者への検査、入退院、持参薬管理の説明等、医療サービスの総合的なマネジメントを実施する。 |
| エ 院内クリニカルパス(良質な医療を効率的かつ安全、適正に提供するための手段としての標準診療計画)の適用症例率の向上を図る。 | カ 院内クリティカルパス(良質な医療を効率的かつ安全、適正に提供するための手段としての診療計画表)の適用症例率の向上を図る。 |
| 【削除】 | キ がんの治療に伴う口腔合併症を予防し、療養生活の質の向上のために術前の口腔ケアを実施する。 |
| 【削除】 | ク 病棟薬剤師を病棟に配置し、病棟薬剤業務や服薬指導等を充実する。 |
| 【第2-1-(1)-ウに移動】 | ケ がん罹患に対する不安解消を図るため、遺伝的な要因でがんを発症する可能性のある者に対して、がん予防・遺伝カウンセリング及び遺伝子検査を行うとともに、がんの予防や早期発見に必要な情報を提供する。 |

がんセンター第1期中期計画・第2期中期計画(素案)の比較

| 第2期中期計画(素案) | 第1期中期計画 |
|---|--|
| <p>(2) 患者の就労等に関する相談支援機能の充実</p> <p>患者一人一人のライフステージごとに生じる就学、就労、生殖機能などの多様な支援ニーズに対応できるよう、多職種によるチーム支援やハローワーク、他施設との相談支援のネットワークなど関係機関との連携強化等により、相談支援の充実を図る。</p> | <p>(2) 患者の就労等に関する相談支援体制の充実</p> <p>患者の就労をはじめ、介護や福祉制度等、社会的支援に関する情報を提供するため、ハローワーク等関係機関との連携を図るとともに、より一層きめ細かな相談に努めるなど、がん相談支援センターの体制の充実を図る。</p> |
| <p>(3) 患者及びその家族の利便性・快適性の向上</p> <p>ア 患者及びその家族の立場に立った医療サービスを提供するため、研修等を実施し、職員の接遇マナーの向上を図る。</p> <p>【削除】</p> <p>【削除】</p> <p>【削除】</p> <p>イ 患者満足度調査等により、患者及びその家族のニーズを把握しその改善に取り組むなど、利便性・快適性の向上に努める。</p> | <p>(3) 患者及びその家族の利便性・快適性の向上</p> <p>ア 患者及びその家族の立場に立った医療サービスを提供するため、研修等を実施し、職員の接遇マナーの向上を図る。</p> <p>イ 外来診察室の増設や患者の動線に配慮した会計窓口の再整備等を行い、外来診療、検査、会計等の待ち時間の短縮を図る。</p> <p>ウ 患者のプライバシーの確保に配慮するなど、患者及びその家族の快適性に配慮した院内環境の整備を計画的に実施する。</p> <p>エ 女性フロアの開設等、女性に配慮した病院運営を図る。</p> <p>オ 患者をはじめとする病院利用者の利便性の向上を図るため、病院施設内のサービスの充実を図る。</p> |
| <p>(4) 県民へのがんに関する情報の提供</p> <p>県民のがんに対する理解やがん検診の受診を促進するため、市民公開講座等を通じて、がんに関する普及啓発に努めるとともに、ホームページや広報誌等を活用し、がんセンターが行う治療方法等について積極的に情報発信する。</p> <p>【削除】</p> | <p>(4) 県民へのがんに関する情報の提供</p> <p>県民のがんに対する理解やがん検診の受診を促進するため、以下の取組を実施する。</p> <p>ア 市民公開講座等を通じて、がんに関する普及啓発に努めるとともに、ホームページや広報誌、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等を活用し、がんセンターが行う治療方法等について積極的に情報発信する。</p> <p>イ 教育機関等での「がん教育」の取組に協力し、子どもの頃から「がん予防」や「がんを通じた命の大切さ」等の健康教育を促進する。</p> |
| <p>(5) ボランティア等民間団体との協働</p> <p>ア 患者会等と連携、協働し、患者やその家族など同じ立場の人が気軽に語り合える交流の場である「患者サロン」の利用を促進することにより、患者及びその家族の仲間づくりを支援する。</p> <p>イ ボランティアと連携、協働し、院内の案内や季節ごとの行事の開催等、療養環境の向上を図る。</p> | <p>(5) ボランティア等民間団体との協働</p> <p>ア 患者会等と連携、協働し、がん患者等と同じ立場の人同士の交流の場である「がん患者サロン」の利用促進を図る。</p> <p>イ ボランティアと連携、協働し、院内の案内や季節ごとの行事の開催等、療養環境の向上を図る。</p> |

がんセンター第1期中期計画・第2期中期計画(素案)の比較

| 第2期中期計画(素案) | 第1期中期計画 |
|---|--|
| 4 人材の確保と育成 | 4 人材の確保と育成 |
| (1)医療従事者の確保と育成 | (1)医療従事者の確保と育成 |
| <p>ア 医師の確保と資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国のがん専門病院との連携や大学との協力関係の構築により、人的交流を図る。 ・ 専門医資格取得のための研修病院としての役割を果たすことにより、若手医師の確保に努める。 | <p>ア 医師の確保と資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国のがん専門病院との連携や大学との協力関係の構築により、人的交流を図る。 ・ 専門医資格取得のための研修病院としての役割を果たすことにより、若手医師の確保に努める。 |
| <p>イ 看護師の確保と資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 養成機関との連携強化や随時募集により、医療環境や業務量の変化に応じた柔軟な看護師の確保、配置に努める。 ・ 県内トップレベルのがん医療を提供できるよう、認定看護師、専門看護師等の資格取得や学会等の参加を奨励、支援するとともに、新規採用者集合研修や各クリニカルラダーレベルに合わせた実効性のある研修プログラムにより、計画的に研修を実施する。 | <p>イ 看護師の確保と資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 養成機関との連携強化や随時募集により、医療環境や業務量の変化に応じた柔軟な看護師の確保、配置に努める。 ・ 県内トップレベルのがん医療を提供できるよう、認定看護師、専門看護師等の資格取得や学会等の参加を奨励、支援するとともに、新規採用者集合研修や各クリニカルラダーレベルに合わせた実効性のある研修プログラムの充実を図り、計画的に研修を実施する。 |
| <p>ウ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等の確保と資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学及び養成機関との連携強化や随時募集により、医療環境や業務量の変化に応じた薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等の医療従事者の確保、配置に努める。 ・ 各種認定資格の取得や学会等の参加を奨励、支援するとともに、実効性のある研修プログラムの充実を図り、計画的に研修を実施する。 | <p>ウ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等の確保と資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学及び養成機関との連携強化や随時募集により、医療環境や業務量の変化に応じた薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等の医療従事者の確保、配置に努める。 ・ 各種認定資格の取得や学会等の参加を奨励、支援するとともに、実効性のある研修プログラムの充実を図り、計画的に研修を実施する。 |
| <p>エ 事務職員の確保と資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療制度や経営環境の変化に迅速に対応できるよう、病院経営や医療事務等に精通した職員の計画的な確保、配置に努める。 ・ 各種認定資格の取得や外部研修会等の参加を奨励、支援するとともに、実効性のある研修プログラムの充実を図るなど、事務部門の専門性の向上と体制の強化に努める。 | <p>エ 事務職員の確保と資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療制度や経営環境の変化に迅速に対応できるよう、病院経営や医療事務等に精通した職員の計画的な確保、配置に努める。 ・ 各種認定資格の取得や外部研修会等の参加を奨励、支援するとともに、実効性のある研修プログラムの充実を図るなど、事務部門の専門性の向上と体制の強化に努める。 |
| <p>【第2-4-(4)-イに移動】</p> | <p>オ 多様な勤務形態の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 優れた人材を確保するため、短時間勤務や在宅勤務等、多様な勤務形態の導入を検討する。 |

がんセンター第1期中期計画・第2期中期計画(素案)の比較

| 第2期中期計画(素案) | 第1期中期計画 |
|--|---|
| <p>(2) 研修内容の充実</p> <p>【削除】</p> <p>がん専門病院として、がん医療における最新の知識と技術を有する人材を育成するため、体系的に部門別研修やテーマ別研修を行うなど研修内容の充実を図る。</p> | <p>(2) 研修体制の強化</p> <p>高度で専門的な医療を提供するため、以下のとおり、研修体制を強化する。 ア 職員一人一人が高い目標意識、倫理観及び熱意を持ち、最新の技術によるがん医療を提供できるよう、医療人を育成する体系的な研修を一元的に管理する研修センターを新たに設置する。 イ 研修センターにおいて、新規採用職員を対象とする基本研修や、医療安全研修等の全職員共通のテーマ別研修を実施するとともに、各部門が行う専門性を有する研修の実施を支援する。</p> |
| <p>(3) 人事管理制度の構築</p> <p>職員の人材育成やモチベーションの向上に資するため、新しい人事評価制度の適正運用と継続的な見直しを行い、がんセンターに適した人事管理制度を構築する。</p> | <p>(3) 人事管理制度の構築</p> <p>職員の勤務成績等を考慮し、職員の人材育成やモチベーションの向上に資する、がんセンターに適した人事管理制度を構築する。</p> |
| <p>(4) 働きやすい職場環境づくり</p> <p>働きやすい職場環境づくりが図られるよう、以下の取組を実施する。 ア 職員が安全かつ安心して働くことができるよう、ハラスメントの防止やワーク・ライフ・バランスを推進するための研修や意識啓発活動に取り組むなど、職員が心身ともに健康を維持できるよう職場環境づくりに努める。 イ 優れた人材を確保するため、短時間勤務や在宅勤務等、多様な勤務形態の導入を検討する。 ウ 働き方改革を着実に推進していくため、タスクシェア・シフティングや女性職員に対する支援等、勤務環境改善に向けた継続的な取り組みを実施する。</p> | <p>(4) 安全で安心な職場環境づくり</p> <p>職員が安全かつ安心して働くことができるよう、ハラスメントの防止やワーク・ライフ・バランスを推進するための研修や意識啓発活動に取り組むとともに、土曜保育の実施等、院内保育の充実を図るなど、職員が心身ともに健康を維持できるよう職場環境づくりに努める。</p> <p>【新設】</p> |
| <p>(5) 医療従事者の臨床倫理観の向上</p> <p>医療従事者の臨床倫理観の向上を図るため、以下の取組を実施する。 ア 医療倫理の教育や研修を定期的実施する。 イ 病院臨床倫理委員会メンバーならびにリンクスタッフで構成する多職種コンサルテーション(相談支援)チームによる支援体制を充実するとともに、臨床で生じる倫理的問題に対して適切に対応できるよう、臨床倫理認定士を中心とした専門的な介入を実施する。</p> | <p>(5) 医療従事者の臨床倫理観の向上</p> <p>医療従事者の臨床倫理観の向上を図るため、以下の取組を実施する。 ア 医療倫理の教育や研修を定期的実施する。 イ 医療従事者が、日常の臨床を通じ、臨床倫理に関わる事例について気軽に相談できるよう、院内に医師、看護師等のチームで構成するコンサルテーション(相談支援)体制の構築を図る。</p> |

がんセンター第1期中期計画・第2期中期計画(素案)の比較

| 第2期中期計画(素案) | 第1期中期計画 |
|--|---|
| 5 地域連携の推進 | 5 地域連携の推進 |
| (1)地域の医療機関等との連携強化 | (1)地域の医療機関等との連携強化 |
| <p>患者がどこに住んでいても質の高い医療を受けることができるよう、以下のとおり、地域の医療機関等との連携を強化する。</p> | <p>患者がどこに住んでいても質の高い医療を受けることができるよう、以下のとおり、病診・病病連携を強化する。</p> |
| 【削除】 | <p>ア 地域の医療機関との的確な役割分担を意識し、あらゆる進行度のがん患者に対応するとともに、他の医療機関では診療が困難な高齢者に対するがん診療(高齢者手術、放射線治療、緩和医療等)を積極的に実施する。</p> |
| <p>ア 地域の医療機関への対外活動を実施するとともに、地域医療連携ネットワークシステム(とちまるネット)を活用するなどして、地域の医療機関との的確な役割分担を意識しつつ連携の充実を図る。</p> | <p>イ 地域連携センターを設置し、日常的に積極的な対外活動を実践し、地域の医療機関と密な協力体制を構築するなど、地域連携機能を充実させる。具体的には、がん種別の地域連携クリティカルパスを有効に活用できるよう、運用を見直すとともに、地域医療連携ネットワークシステムを積極的に活用し、連携医療機関と「顔が見える」関係を構築する。</p> |
| <p>イ 手術、放射線治療、化学療法等、あらゆる診療段階における医科歯科連携を推進する。</p> | <p>ウ 手術、放射線治療、化学療法等、あらゆる診療段階における医科歯科連携を推進する。</p> |
| <p>ウ 外来化学療法及び在宅緩和医療の推進を図るために、とちまるネットなどICTネットワークシステムを活用し、がん治療に関連した薬剤情報を保険薬局と共有するなど、医薬連携を推進する。</p> | <p>エ 外来化学療法及び在宅緩和医療の推進を図るために、がん疾患に特有な薬剤情報を調剤薬局と共有するなど、医薬連携を推進する。</p> |
| <p>エ 近隣の医療機関からの受託検査(CT、MRI、超音波検査等)を受け入れる。</p> | <p>オ 近隣の医療機関からの受託検査(CT、MRI、超音波検査、内視鏡等)を積極的に受け入れる。</p> |
| (2)患者の在宅療養を支援するための病診連携の強化 | (2)患者の在宅療養を支援するための病診連携の強化 |
| <p>患者が退院後、安心して療養生活を送ることができるよう、ケアマネジャーや訪問医、訪問看護師等、地域の医療関係者と退院前カンファレンスを積極的に実施するなど、退院調整を充実するとともに、在宅療養中の患者の緊急時の受入れ等、状態変化に合わせて迅速に対応するなど、患者の在宅療養を支援するための病診連携を強化する。</p> | <p>患者が安心して在宅での療養生活ができるよう、ケアマネジャーや訪問看護師等、地域の医療関係者と退院前カンファレンスを積極的に実施するなど、退院調整を充実するとともに、在宅療養中の患者の緊急時の受入れ等、状態変化に合わせて迅速に対応するなど、患者の在宅療養を支援するための病診連携を強化する。</p> |

がんセンター第1期中期計画・第2期中期計画(素案)の比較

| 第2期中期計画(素案) | 第1期中期計画 |
|--|---|
| (3)在宅緩和ケアの推進 | (3)在宅緩和ケアの推進 |
| <p>がん患者の在宅療養を支援するため、在宅療養支援機能を担う診療所や訪問看護ステーション、院内関連部署との連携を図り、早期から計画的に介入し、緩和ケア病棟の活用を含めた在宅緩和ケアを推進する。</p> | <p>がんになっても住み慣れた地域で医療サービスを受け、安心して暮らすことができるよう、以下のとおり、在宅における緩和ケアを推進する。 ア 地域全体の緩和ケアの質の向上を図るため、地域連携カンファレンスの実施、在宅療養支援機能を担う診療所や訪問看護ステーションとの連携強化、訪問診療の検討を行うなど、地域と連携して在宅緩和ケアを推進する。</p> |
| 【削除】 | <p>イ 在宅緩和ケアの地域連携クリティカルパスを整備するとともに、地域医療連携ネットワークシステムや医介連携ネットワークシステムを活用し、県内の緩和ケアの模範となるように地域と密着した在宅緩和ケアを推進する。</p> |
| 6 地域医療への貢献 | 6 地域医療への貢献 |
| (1)地域のがん医療の質の向上のための支援 | (1)地域のがん医療の向上・均てん化のための支援 |
| <p>地域のがん医療の質の向上を推進するため、以下の取組を実施する。</p> | <p>地域のがん医療の向上・均てん化を推進するため、以下の取組を実施する。</p> |
| <p>ア 都道府県がん診療連携拠点病院として、栃木県がん診療連携協議会を運営し、県内におけるがん診療の質の向上及びがん診療連携体制の構築、PDCAサイクルの確保に関し中心的な役割を担う。</p> | <p>ア 都道府県がん診療連携拠点病院として、県内のがん診療に係る情報の共有化や診療の質の向上につながる取組を推進する。</p> |
| <p>イ 栃木県がん・生殖医療ネットワークの事務局として、思春期・若年がん患者等への情報提供や、がん治療医と生殖医療専門施設との連携の促進等により、県内におけるがん・生殖医療の推進について中心的な役割を担う。</p> | 【新設】 |
| <p>ウ 地域医療機関向けの研修会の実施や実習受入れ等、がん医療に携わる医療従事者の育成に対して支援する。</p> | <p>イ 緩和ケア研修やがん専門看護師の実習受入れ等、地域医療機関向けの研修会を実施し、がん医療に携わる医療従事者の育成に対して積極的に支援する。</p> |
| 【削除】 | <p>ウ 放射線治療専門医が常勤していない放射線治療施設に対して、放射線治療品質保証室による技術的な支援を行う。</p> |
| (2)がん対策事業への貢献 | (2)がん対策事業への貢献 |
| <p>がん登録等の情報の整理、分析等を行うとともに、県のがんに関する施策の企画立案等に参画するなど、がん対策事業に対して積極的に貢献する。</p> | <p>がん登録等の情報の整理、分析等を行うとともに、県のがんに関する計画の企画立案等に参画するなど、がん対策事業に対して積極的に貢献する。</p> |

がんセンター第1期中期計画・第2期中期計画(素案)の比較

| 第2期中期計画(素案) | 第1期中期計画 |
|---|--|
| <p>7 災害等への対応</p> <p>災害発生時に患者の安全を確保できるよう、防災訓練等、災害対策を実施するとともに、感染症対策を含めた事業継続計画(BCP)の継続的な見直しを行い、実効性のある計画とする。</p> <p>また、医薬品備蓄等により救急医療体制を整備し、災害や公衆衛生上の重大な危機等が発生した場合は、被災地の支援等について、近隣病院と連携しつつ、県からの要請又は自らの判断に基づき、迅速に対応する。</p> | <p>7 災害等への対応</p> <p>災害の発生や公衆衛生上重大な危機が生じた場合などにおいては、救急医療体制の整備のための医薬品の備蓄や被災地の支援等、県からの要請又は自らの判断に基づき、迅速に対応する。</p> <p>また、災害発生時に患者の安全を確保できるよう、防災訓練等、災害対策を実施する。</p> |
| <p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> | <p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> |
| <p>1 業務運営体制の確立</p> | <p>1 業務運営体制の確立</p> |
| <p>(1) 効率的な組織体制の構築</p> <p>安定的な経営基盤を確立するため、医療環境の変化に応じて戦略的かつ迅速な意思決定を行えるよう、組織体制を検討し、効果的かつ効率的な業務運営体制を構築する。</p> <p>また、質の高い医療を効率的に提供するため、最適な職員構成と各自のスキルの向上を図るとともに経営効率の高い職員配置に努める。</p> | <p>(1) 効率的な組織体制の構築</p> <p>安定的な経営基盤を確立するため、ガバナンスを強化するとともに、経営戦略部門を設置し、医療環境の変化に応じた戦略的かつ迅速な業務運営を行う。</p> <p>また、各部署の権限や責任の所在を明確化し、実効性のある組織体制を構築するとともに、会議・連絡会等を見直し、効率的な体制を構築する。</p> |
| <p>(2) 経営参画意識の向上</p> <p>職員全員が組織における価値観や中長期の経営の方向性を共有しながら、経営に対する責任感や使命感を持って積極的に経営に参画するよう、経営に関する情報を分かりやすく職員へ周知するとともに、職員からの業務改善に関する提案の積極的な採用に努める。</p> | <p>2 経営参画意識の向上</p> <p>職員全員が組織における価値観や中長期の経営の方向性を共有しながら、経営に対する責任感や使命感を持って積極的に経営に参画するよう、経営に関する情報を分かりやすく職員へ周知するとともに、職員からの業務改善に関する提案の積極的な採用に努める。</p> |
| <p>2 収入の確保及び費用の削減への取組</p> | <p>3 収入の確保及び費用の削減への取組</p> |
| <p>(1) 収入の確保への取組</p> | <p>(1) 収入の確保への取組</p> |
| <p>収入の確保を図るため、以下の取組を実施する。</p> <p>【削除】</p> <p>ア ホームページや広報誌等を通じ、がんセンターの特長の周知や診療情報を提供するとともに、地域のイベントでのPR活動や出前講座の実施等、積極的な情報発信、広報活動を行う。</p> <p>イ 効率的かつ柔軟な病棟管理を行い、病床利用率を向上させる。</p> <p>ウ 診療情報管理士等、専門的知識を有する職員の確保と育成に努め、適切な診療情報の管理と診療報酬の請求を図るとともに、診療報酬改定等に迅速かつ適切に対応できる体制を構築する。</p> | <p>収入の確保を図るため、以下の取組を実施する。</p> <p>ア より多く患者を紹介してもらえよう、地域医療機関への積極的な訪問や情報交換会の開催等を通じ、病診・病病連携の強化に努める。</p> <p>イ ホームページやメディア等を通じ、がんセンターの特長を周知するとともに、地域のイベントでのPR活動や出前講座の実施等、積極的な情報発信、広報活動を行う。</p> <p>ウ 効率的かつ柔軟な病棟管理を行い、病床利用率を向上させる。</p> <p>エ 診療情報管理士等、専門的知識を有する職員の確保と育成に努め、診療報酬改定等に迅速かつ適切に対応できる体制を構築する。</p> |

がんセンター第1期中期計画・第2期中期計画(素案)の比較

| 第2期中期計画(素案) | 第1期中期計画 |
|--|---|
| <p>エ 関係部署が連携を密にして、患者の医療費負担に係る不安軽減を図り、未収金の発生防止に努める。 また、回収困難債権については、弁護士法人へ回収業務を委託し、回収の徹底を図る。</p> | <p>オ 入院時における限度額適用認定証の説明等により未収金の発生防止に努める。 また、発生した未収金については、早急な督促、催告及び臨戸訪問を実施するとともに、回収困難債権については、弁護士法人へ回収業務を委託し、回収の徹底を図る。</p> |
| <p>(2)費用の削減への取組</p> | <p>(2)費用の削減への取組</p> |
| <p>費用の削減を図るため、以下の取組を実施する。</p> | <p>費用の削減を図るため、以下の取組を実施する。</p> |
| <p>ア 予算と実績の管理を通じ、職員全員に対してコスト意識の徹底を図る。</p> | <p>ア 予算と実績の管理を通じ、職員全員に対してコスト意識の徹底を図る。</p> |
| <p>イ 医薬品、診療材料、消耗品の適切な管理及び費用対効果を意識した業務改善への取り組みにより費用の抑制や削減を行う。</p> | <p>【新設】</p> |
| <p>ウ 働き方改革を推進していく中で、職員全員の業務の効率化などに対する意識啓発に努めるとともに、職場全体において、組織や業務の見直しなどを行い、時間外勤務の縮減を図る。</p> | <p>【新設】</p> |
| <p>【削除】</p> | <p>イ 適正な在庫管理の徹底、入札方法の検討、ジェネリック医薬品の積極的な導入等、医薬品や診療材料の調達コストを削減する。</p> |
| <p>【削除】</p> | <p>ウ 委託料、報償費、光熱水費等、費用全般にわたる支出内容の見直しを実施する。</p> |
| <p>エ 原価計算の実施などにより、収支の推移等を分析し、診療科及び部門ごとに適切なコスト管理を行う。</p> | <p>エ 適切なコスト管理等を行うため、診療行為別原価計算を実施する。</p> |
| <p>第4 予算、収支計画及び資金計画</p> | <p>第4 予算、収支計画及び資金計画</p> |
| <p>県民が求める高度で専門的ながん医療を安定的に提供していくために、中期目標期間中の各年度において経常収支の黒字化を目指す。 また、計画的な資金管理を行い、経営基盤の安定化に努める。</p> | <p>県民が求める高度で専門的ながん医療を安定的に提供していくため、中期目標期間を累計した経常収支比率を100%以上とする。また、各年度において経常収支の黒字化を目指す。</p> |
| <p>第5 短期借入金の限度額</p> | <p>第5 短期借入金の限度額</p> |
| <p>1 限度額 6億円とする。 2 想定される理由 賞与の支給等による一時的な資金不足に対応するため。</p> | <p>1 限度額 6億円とする。 2 想定される理由 賞与の支給等による一時的な資金不足に対応するため。</p> |
| <p>第6 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画</p> | <p>第6 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画</p> |
| <p>なし</p> | <p>なし</p> |

がんセンター第1期中期計画・第2期中期計画(素案)の比較

| 第2期中期計画(素案) | 第1期中期計画 |
|---|---|
| <p>第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 なし</p> | <p>第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 なし</p> |
| <p>第8 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合は、将来の病院施設の整備、大規模修繕、医療機器の整備、研修の充実等に充てる。</p> | <p>第8 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合は、将来の病院施設の整備、大規模修繕、医療機器の整備、研修の充実等に充てる。</p> |
| <p>第9 料金に関する事項 1 使用料及び手数料 病院利用者からは、使用料及び手数料として次に掲げる額を徴収する。 (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項の規定により厚生労働大臣が定める算定方法及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準(診療報酬算定方法)により算定した額 (2) 健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準(食事療養及び生活療養費用算定基準)により算定した額 (3) (1)、(2)以外のものについては、別に理事長が定める額 2 使用料及び手数料の減免 理事長は、特別の事情があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。</p> | <p>第9 料金に関する事項 1 使用料及び手数料 病院利用者からは、使用料及び手数料として次に掲げる額を徴収する。 (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項の規定により厚生労働大臣が定める算定方法及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準(診療報酬算定方法)により算定した額 (2) 健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準(食事療養及び生活療養費用算定基準)により算定した額 (3) (1)、(2)以外のものについては、別に理事長が定める額 2 使用料及び手数料の減免 理事長は、特別の事情があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。</p> |
| <p>第10 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置</p> | <p>第10 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置</p> |
| <p>(1)施設整備のあり方・医療機器整備の検討 ・地域医療構想調整会議での協議内容も踏まえ、長期的な視点から、がん専門の公立病院として担うべき役割に最適な施設整備、病床数の検討及びそれらの柔軟な対応を実施する。 ・医療機器については、地域医療構想区域内における共同利用を含め、県民の医療ニーズ、医療技術の進展に応えるため、費用対効果等を総合的に勘案し、計画的な更新・整備に努める。</p> | <p>病院施設の老朽化の状況や求められる機能を踏まえ、院内にプロジェクトチームを設置して、長期的な視点から、がん専門病院として今後担うべき診療機能にふさわしい施設整備のあり方を検討する。 また、医療機器については、県民の医療ニーズ、医療技術の進展に応えるため、費用対効果等を総合的に勘案し、計画的な更新・整備に努める。</p> |
| <p>(2)適正な業務の確保 ・県民に信頼され、県内医療機関の模範的役割を果たしていけるよう、法令や社会規範を遵守する。 ・栃木県情報公開条例(平成11年栃木県条例第32号)及び栃木県個人情報保護条例(平成13年栃木県条例第3号)に基づき、適切な情報管理を行う。 ・個人情報漏えいを防ぐため、情報セキュリティ研修を実施するなど、職員の認識を高めるとともに、情報セキュリティ対策を徹底する。 ・内部統制の充実を図るため、内部監査の実施等、院内におけるリスク管理の取組を推進する。</p> | |

がんセンター第2期中期目標(案)及び中期計画(素案)

| 第2期中期目標(案) | 第2期中期計画(素案) |
|--|---|
| 前文 | |
| (省略) | |
| 第1 中期計画の期間 | |
| 5年間(2021.4.1~2026.3.31) | 令和3(2021)年4月1日から令和8(2026)年3月31日までの5年間とする。 |
| 第2 県民に対して提供する医療サービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 | |
| 基本理念・基本方針 | |
| <p>がんセンターの基本理念「学問(Philosophy)に裏付けられた最高の技術(Art)を愛のこころ(Humanity)で県民の皆様を提供します。」に基づき、病院スタッフのチームワークによる最良のがん医療を提供する。また、患者の権利を尊重し、相互の理解のもとに診療をすすめるとともに、職員一人一人が高い倫理観と熱意を持つ人材を育成する。さらに、都道府県がん診療連携拠点病院として、最新の学問によるがん医療のリーダーを目指すとともに、地域に開かれたがん専門病院を目指す。</p> | |
| 1 質の高い医療の提供 | |
| (1)高度で専門的な医療の推進 | |
| <p>希少がんや難治性がんの特性に応じた医療やがんゲノム医療の提供など、患者がさまざまな病態に応じて必要な医療を受けられるよう、高度で専門的な医療を提供すること。</p> | <p>患者がさまざまな病態に応じて必要な医療を受けられるよう、がん専門病院として、以下のとおり、高度で専門的な医療を提供する。</p> <p>ア 局所進行がんや転移がんも含め、患者がさまざまな病態に応じて必要な医療を受けられるよう、手術、放射線治療及び化学療法を組み合わせた集学的治療の充実を図るなど、高度専門医療を提供する。</p> <p>イ 診療ガイドラインの策定が不十分であるために治療選択に難渋する希少がんに対する理解促進と、適切な医療が提供できるよう多分野、多職種で共同して診療する体制を整備する。</p> <p>また、バイオバンクを運営し、希少がんに対する研究の基盤づくりに貢献する。</p> <p>ウ がんゲノムの遺伝子診断を行ない、個々のがんの発症と進展に関わる遺伝子の異常を明らかにし、患者及びその家族に最適ながんの診断と治療及び予防の方法を提供する。</p> <p>エ がん治療に伴う副作用等を軽減し、患者のQOLを向上させるための支持療法を提供する。</p> <p>オ がん専門病院として患者へのより良い診療を提供できるよう、治験等の臨床研究や新たな標準治療法の確立のための国内外の多施設共同研究に積極的に取り組む。</p> |
| (2)チーム医療の推進 | |
| <p>多職種の医療従事者間で連携、協働し、それぞれの専門性を最大限に発揮できるよう、患者及びその家族も一員としたチーム医療を推進すること。</p> | <p>多職種の医療従事者間で連携、協働し、それぞれの専門性を最大限に発揮できるよう、医療従事者間の連携、協働を実際の臨床の場で実践するため、継続的にチームSTEPPSに取り組むとともに、がんセンターボード(症例検討会)の充実を図る。</p> |
| (3)緩和ケアの推進 | |
| <p>患者の苦痛の軽減や療養生活の質の維持向上を図るため、緩和ケアセンターによる緩和ケア提供体制の充実など、がんと診断された時からの緩和ケアを推進すること。</p> | <p>緩和ケアに対する意識を共有し協力体制を整え、入院・外来患者及びその家族に継続したサポートを行うなど、院内の緩和ケアを推進する。</p> |

がんセンター第2期中期目標(案)及び中期計画(素案)

| 第2期中期目標(案) | 第2期中期計画(素案) |
|---|--|
| (4)がん患者リハビリテーションの推進 | |
| <p>患者の運動機能の改善及び生活機能の低下予防のため、患者の病態に応じたリハビリテーションの提供を推進すること。</p> | <p>患者の生活の質を維持するために、各診療科や多職種との連携により、多様なリハビリテーション・ニーズに対応する。</p> |
| 2 安全で安心な医療の提供 | |
| (1)医療安全対策等の推進 | |
| <p>患者が安心して医療を受けられるよう、医療安全に関する情報の共有化や医療事故の発生原因の分析等を行い事故防止の徹底を図るなど、医療安全対策を推進するとともに、感染管理体制を充実するなど、院内感染対策を強化すること。</p> | <p>患者が安心して医療を受けられるよう、以下のとおり、医療安全対策等を推進する。 ア ヒヤリ・ハット事象の報告を更に促進し、リスクマネジャーや医療安全に関する院内組織を中心に医療事故等の原因分析、再発防止策の検討等を行うとともに、職員間で再発防止策や医療安全に関する情報を共有化して事故防止の徹底を図る。 イ 感染対策委員会が中心となり、院内感染の発生予防及び拡大防止のため、発生状況の把握や感染源及び感染経路に応じた適切な対応を行う。 ウ チームSTEPSを活かしたチーム医療を推進することにより、院内に患者安全文化を醸成し、職種や部署を超えたコミュニケーションを推進することで職員にとっても安全な職場の形成を推進する。</p> |
| (2)医療機器、医薬品等の安全管理の徹底 | |
| <p>安全な医療を提供するため、放射線治療機器の品質管理の徹底など、医療機器や医薬品等の管理を徹底すること。</p> | <p>患者に対して安全な医療を提供するため、放射線治療機器の品質管理の徹底等、医療機器や医薬品をはじめ施設内全般の安全管理を徹底する。</p> |
| 3 患者・県民の視点に立った医療の提供 | |
| (1)患者及びその家族への医療サービスの充実 | |
| <p>患者及びその家族の視点に立ち、必要な情報を分かりやすく説明することを徹底するとともに、患者の生活スタイルを踏まえた治療法の選択を支援するための医療相談の充実を図るなど、患者及びその家族への医療サービスを充実すること。</p> | <p>患者及びその家族への医療サービスの充実が図られるよう、以下の取組を実施する。 ア 治療の選択に対して、患者自身が自己の価値観や生活スタイルを踏まえた意思決定ができるよう支援する。 イ ACP(アドバンスド・ケア・プランニング)支援チーム(仮称)を設置し、患者と医療従事者との話し合いにより、患者自らが望む医療・ケアを受けられるように支援する。 ウ 検査や処置等に関し、その都度、患者及びその家族に対して、医師をはじめ看護師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等による分かりやすい説明を徹底する。 エ 院内クリニカルパス(良質な医療を効率的かつ安全、適正に提供するための手段としての標準診療計画)の適用症例率の向上を図る。</p> |
| (2)患者の就労等に関する相談支援機能の充実 | |
| <p>患者の就労をはじめ、社会的支援に関する情報を提供するため、ハローワークなどの関係機関との連携を図るとともに、相談支援機能を充実すること。</p> | <p>患者一人一人のライフステージごとに生じる就学、就労、生殖機能などの多様な支援ニーズに対応できるよう、多職種によるチーム支援やハローワーク、他施設との相談支援のネットワークなど関係機関との連携強化等により、相談支援の充実を図る。</p> |

がんセンター第2期中期目標(案)及び中期計画(素案)

| 第2期中期目標(案) | 第2期中期計画(素案) |
|--|---|
| <p>(3)患者及びその家族の利便性・快適性の向上</p> <p>職員の接遇マナーの向上を図るとともに、患者のニーズを的確に把握しその改善に取り組むなど、患者及びその家族の利便性・快適性の向上に努めること。</p> | <p>ア 患者及びその家族の立場に立った医療サービスを提供するため、研修等を実施し、職員の接遇マナーの向上を図る。</p> <p>イ 患者満足度調査等により、患者及びその家族のニーズを把握しその改善に取り組むなど、利便性・快適性の向上に努める。</p> |
| <p>(4)県民へのがんに関する情報の提供</p> <p>県民のがんに対する理解やがん検診の受診を促進するため、県民に対する普及啓発活動に努めるとともに、ホームページを充実するなど、適切な情報提供を行うこと。</p> | <p>県民のがんに対する理解やがん検診の受診を促進するため、市民公開講座等を通じて、がんに関する普及啓発に努めるとともに、ホームページや広報誌等を活用し、がんセンターが行う治療方法等について積極的に情報発信する。</p> |
| <p>(5)ボランティア等民間団体との協働</p> <p>ボランティアが運営するがん患者等と同じ立場の人同士の交流の場の充実など、ボランティア等民間団体との協働による取組を推進すること。</p> | <p>ア 患者会等と連携、協働し、患者やその家族など同じ立場の人が気軽に語り合える交流の場である「患者サロン」の利用を促進することにより、患者及びその家族の仲間づくりを支援する。</p> <p>イ ボランティアと連携、協働し、院内の案内や季節ごとの行事の開催等、療養環境の向上を図る。</p> |
| <p>4 人材の確保と育成</p> | |
| <p>(1)医療従事者の確保と育成</p> | |
| <p>県民から求められる役割を十分に果たすため、専門性を有する医療従事者や病院経営に精通した事務職員の確保と育成に努めること。</p> | <p>ア 医師の確保と資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国のがん専門病院との連携や大学との協力関係の構築により、人的交流を図る。 ・ 専門医資格取得のための研修病院としての役割を果たすことにより、若手医師の確保に努める。 <p>イ 看護師の確保と資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 養成機関との連携強化や随時募集により、医療環境や業務量の変化に応じた柔軟な看護師の確保、配置に努める。 ・ 県内トップレベルのがん医療を提供できるよう、認定看護師、専門看護師等の資格取得や学会等の参加を奨励、支援するとともに、新規採用者集合研修や各クリニカルリーダーレベルに合わせた実効性のある研修プログラムにより、計画的に研修を実施する。 <p>ウ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等の確保と資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学及び養成機関との連携強化や随時募集により、医療環境や業務量の変化に応じた薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等の医療従事者の確保、配置に努める。 ・ 各種認定資格の取得や学会等の参加を奨励、支援するとともに、実効性のある研修プログラムの充実を図り、計画的に研修を実施する。 <p>エ 事務職員の確保と資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療制度や経営環境の変化に迅速に対応できるよう、病院経営や医療事務等に精通した職員の計画的な確保、配置に努める。 ・ 各種認定資格の取得や外部研修会等の参加を奨励、支援するとともに、実効性のある研修プログラムの充実を図るなど、事務部門の専門性の向上と体制の強化に努める。 |

がんセンター第2期中期目標(案)及び中期計画(素案)

| 第2期中期目標(案) | 第2期中期計画(素案) |
|--|---|
| (2) 研修内容の充実 | |
| <p>高度で専門的な医療を提供するため、体系的に部門別研修やテーマ別研修を行うなど、研修内容の充実を図ること。</p> | <p>がん専門病院として、がん医療における最新の知識と技術を有する人材を育成するため、体系的に部門別研修やテーマ別研修を行うなど研修内容の充実を図る。</p> |
| (3) 人事管理制度の構築 | |
| <p>職員の勤務成績などを考慮し、職員の人材育成やモチベーションの向上に資する、がんセンターに適した人事管理制度の構築に努めること。</p> | <p>職員の人材育成やモチベーションの向上に資するため、新しい人事評価制度の適正運用と継続的な見直しを行い、がんセンターに適した人事管理制度を構築する。</p> |
| (4) 働きやすい職場環境づくり | |
| <p>医療従事者の勤務環境の改善やワーク・ライフ・バランスの推進など、職員が安心して働くことができ、心身ともに健康を維持できるよう職場環境の整備に努めること。 また、タスク・シフティングの推進による労働時間の短縮や多様な勤務形態の導入など、働き方改革の取組を推進すること。</p> | <p>働きやすい職場環境づくりが図られるよう、以下の取組を実施する。 ア 職員が安全かつ安心して働くことができるよう、ハラスメントの防止やワーク・ライフ・バランスを推進するための研修や意識啓発活動に取り組むなど、職員が心身ともに健康を維持できるよう職場環境づくりに努める。 イ 優れた人材を確保するため、短時間勤務や在宅勤務等、多様な勤務形態の導入を検討する。 ウ 働き方改革を着実に推進していくため、タスクシェア・シフティングや女性職員に対する支援等、勤務環境改善に向けた継続的な取り組みを実施する。</p> |
| (5) 医療従事者の臨床倫理観の向上 | |
| <p>患者の尊厳などを守るため、医療倫理の教育や研修を定期的実施するなど、医療従事者の臨床倫理観の向上を図ること。</p> | <p>医療従事者の臨床倫理観の向上を図るため、以下の取組を実施する。 ア 医療倫理の教育や研修を定期的実施する。 イ 病院臨床倫理委員会メンバーならびにリンクスタッフで構成する多職種コンサルテーション(相談支援)チームによる支援体制を充実するとともに、臨床で生じる倫理的問題に対して適切に対応できるよう、臨床倫理認定士を中心とした専門的な介入を実施する。</p> |
| 5 地域連携の推進 | |
| (1) 地域の医療機関との連携強化 | |
| <p>患者がどこに住んでいても質の高い医療を受けることができるよう、ニーズを把握しながら、地域の医療機関との的確な役割分担を行い、地域医療連携ネットワークシステム(とちまるネット)を活用するなどして、病診・病病連携を強化すること。</p> | <p>患者がどこに住んでいても質の高い医療を受けることができるよう、以下のとおり、地域の医療機関等との連携を強化する。 ア 地域の医療機関への対外活動を実施するとともに、地域医療連携ネットワークシステム(とちまるネット)を活用するなどして、地域の医療機関との的確な役割分担を意識しつつ連携の充実を図る。 イ 手術、放射線治療、化学療法等、あらゆる診療段階における医科歯科連携を推進する。 ウ 外来化学療法及び在宅緩和医療の推進を図るために、とちまるネットなどICTネットワークシステムを活用し、がん治療に関連した薬剤情報を保険薬局と共有するなど、医薬連携を推進する。 エ 近隣の医療機関からの受託検査(CT、MRI、超音波検査等)を受け入れる。</p> |

がんセンター第2期中期目標(案)及び中期計画(素案)

| 第2期中期目標(案) | 第2期中期計画(素案) |
|--|--|
| (2) 患者の在宅療養を支援するための病診連携の強化 | |
| <p>がんになっても住み慣れた地域で療養することができるよう、在宅療養支援機能を担う診療所や訪問看護ステーションの活動支援など、患者の在宅療養を支援するための病診連携を強化すること。</p> | <p>患者が退院後、安心して療養生活を送ることができるよう、ケアマネジャーや訪問医、訪問看護師等、地域の医療関係者と退院前カンファレンスを積極的に実施するなど、退院調整を充実するとともに、在宅療養中の患者の緊急時の受入れ等、状態変化に合わせて迅速に対応するなど、患者の在宅療養を支援するための病診連携を強化する。</p> |
| (3) 在宅緩和ケアの推進 | |
| <p>がんになっても住み慣れた地域で医療サービスを受け、安心して暮らすことができるよう、在宅における緩和ケアを推進すること。</p> | <p>がん患者の在宅療養を支援するため、在宅療養支援機能を担う診療所や訪問看護ステーション、院内関連部署との連携を図り、早期から計画的に介入し、緩和ケア病棟の活用を含めた在宅緩和ケアを推進する。</p> |
| 6 地域医療への貢献 | |
| (1) 地域のがん医療の質の向上のための支援 | |
| <p>地域のがん医療の質の向上を推進するため、がん医療に携わる医療従事者の育成に対する積極的な支援等を行うこと。 また、AYA(Adolescent and Young Adult)世代(思春期世代と若年成人世代)のがん患者支援を推進するため、がん治療医と生殖医療専門医の連携体制の促進に努めること。</p> | <p>地域のがん医療の質の向上を推進するため、以下の取組を実施する。 ア 都道府県がん診療連携拠点病院として、栃木県がん診療連携協議会を運営し、県内におけるがん診療の質の向上及びがん診療連携体制の構築、PDCAサイクルの確保に関し中心的な役割を担う。 イ 栃木県がん・生殖医療ネットワークの事務局として、思春期・若年がん患者等への情報提供や、がん治療医と生殖医療専門施設との連携の促進等により、県内におけるがん・生殖医療の推進について中心的な役割を担う。 ウ 地域医療機関向けの研修会の実施や実習受入れ等、がん医療に携わる医療従事者の育成に対して支援する。</p> |
| (2) がん対策事業への貢献 | |
| <p>がん登録のデータ収集や分析を行うなど、国や県などが効果的ながん対策事業を実施できるよう、積極的に貢献すること。</p> | <p>がん登録等の情報の整理、分析等を行うとともに、県のがんに関する施策の企画立案等に参画するなど、がん対策事業に対して積極的に貢献する。</p> |
| 7 災害等への対応 | |
| <p>被災状況を想定した訓練・研修の実施等により、災害発生時に患者の安全を確保できるよう対策を講じるとともに、BCP(事業継続計画)を継続的に見直すことにより、災害発生時の事業の継続・早期復旧に向けた備えを強化すること。 また、災害の発生や公衆衛生上重大な危機が生じた場合などにおいては、県からの要請又は自らの判断に基づき、迅速に対応すること。</p> | <p>災害発生時に患者の安全を確保できるよう、防災訓練等、災害対策を実施するとともに、感染症対策を含めた事業継続計画(BCP)の継続的な見直しを行い、実効性のある計画とする。 また、医薬品備蓄等により救急医療体制を整備し、災害や公衆衛生上の重大な危機等が発生した場合は、被災地の支援等について、近隣病院と連携しつつ、県からの要請又は自らの判断に基づき、迅速に対応する。</p> |

がんセンター第2期中期目標(案)及び中期計画(素案)

| 第2期中期目標(案) | 第2期中期計画(素案) |
|--|---|
| 第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとすべき措置 | |
| 1 業務運営体制の確立 | |
| (1) 効率的な組織体制の構築 | |
| <p>医療環境の変化に応じて迅速な意思決定を行えるよう、法人の組織体制を検討し、より効果的かつ効率的な業務運営体制を構築すること。</p> <p>また、質の高い医療を効率的に提供するため、最適な職員構成を検討し、経営効率の高い職員配置に努めること。</p> | <p>安定的な経営基盤を確立するため、医療環境の変化に応じて戦略的かつ迅速な意思決定を行えるよう、組織体制を検討し、効果的かつ効率的な業務運営体制を構築する。</p> <p>また、質の高い医療を効率的に提供するため、最適な職員構成と各自のスキルの向上を図るとともに経営効率の高い職員配置に努める。</p> |
| (2) 経営参画意識の向上 | |
| <p>職員全員が組織における価値観や中長期の経営の方向性を共有しながら、経営に対する責任感や使命感を持って積極的に経営に参画する組織文化を醸成すること。</p> | <p>職員全員が組織における価値観や中長期の経営の方向性を共有しながら、経営に対する責任感や使命感を持って積極的に経営に参画するよう、経営に関する情報を分かりやすく職員へ周知するとともに、職員からの業務改善に関する提案の積極的な採用に努める。</p> |
| 2 収入の確保及び費用の削減への取組 | |
| (1) 収入の確保への取組 | |
| <p>病診・病病連携の強化や積極的な情報発信と質の高いがん医療の提供などにより、患者を確保すること。</p> <p>また、病床利用率の向上策や診療報酬改定への迅速かつ適切な対応、未収金の発生防止と回収の徹底などにより、収入を確保すること。</p> | <p>収入の確保を図るため、以下の取組を実施する。</p> <p>ア ホームページや広報誌等を通じ、がんセンターの特長の周知や診療情報を提供するとともに、地域のイベントでのPR活動や出前講座の実施等、積極的な情報発信、広報活動を行う。</p> <p>イ 効率的かつ柔軟な病棟管理を行い、病床利用率を向上させる。</p> <p>ウ 診療情報管理士等、専門的知識を有する職員の確保と育成に努め、適切な診療情報の管理と診療報酬の請求を図るとともに、診療報酬改定等に迅速かつ適切に対応できる体制を構築する。</p> <p>エ 関係部署が連携を密にして、患者の医療費負担に係る不安軽減を図り、未収金の発生防止に努める。</p> <p>また、回収困難債権については、弁護士法人へ回収業務を委託し、回収の徹底を図る。</p> |
| (2) 費用の削減への取組 | |
| <p>経営状況を分析し、費用の適正化について検討を行うとともに、適正な在庫管理の徹底、職員全員のコスト意識改革及び原価計算の実施などにより、費用の削減に努めること。</p> | <p>費用の削減を図るため、以下の取組を実施する。</p> <p>ア 予算と実績の管理を通じ、職員全員に対してコスト意識の徹底を図る。</p> <p>イ 医薬品、診療材料、消耗品の適切な管理及び費用対効果を意識した業務改善への取り組みにより費用の抑制や削減を行う。</p> <p>ウ 働き方改革を推進していく中で、職員全員の業務の効率化などに対する意識啓発に努めるとともに、職場全体において、組織や業務の見直しなどを行い、時間外勤務の縮減を図る。</p> <p>エ 原価計算の実施などにより、収支の推移等を分析し、診療科及び部門ごとに適切なコスト管理を行う。</p> |

がんセンター第2期中期目標(案)及び中期計画(素案)

| 第2期中期目標(案) | 第2期中期計画(素案) |
|--|---|
| 第4 予算、収支計画及び資金計画 | |
| <p>県民が求める高度で専門的ながん医療を安定的に提供していくためには、健全な経営と医療の質の確保の両立が重要であることから、中期目標期間中に経常収支を黒字化すること。</p> <p>また、計画的な資金管理を行うことにより、経営基盤の安定化に努めること。</p> | <p>県民が求める高度で専門的ながん医療を安定的に提供していくために、中期目標期間中の各年度において経常収支の黒字化を目指す。</p> <p>また、計画的な資金管理を行い、経営基盤の安定化に努める。</p> |
| 第5 短期借入金の限度額 | |
| | <p>1 限度額 6億円とする。</p> <p>2 想定される理由 賞与の支給等による一時的な資金不足に対応するため。</p> |
| 第6 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 | |
| | なし |
| 第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 | |
| | なし |
| 第8 剰余金の使途 | |
| | <p>決算において剰余金が発生した場合は、将来の病院施設の整備、大規模修繕、医療機器の整備、研修の充実等に充てる。</p> |
| 第9 料金に関する事項 | |
| | <p>1 使用料及び手数料 病院利用者からは、使用料及び手数料として次に掲げる額を徴収する。 (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項の規定により厚生労働大臣が定める算定方法及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準(診療報酬算定方法)により算定した額 (2) 健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準(食事療養及び生活療養費用算定基準)により算定した額 (3) (1)、(2)以外のものについては、別に理事長が定める額</p> <p>2 使用料及び手数料の減免 理事長は、特別の事情があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。</p> |
| 第10 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置 | |
| 1 施設整備のあり方・医療機器整備の検討 | |
| <p>病院施設の老朽化や地域の医療機関の状況等を踏まえ、長期的な視点から、今後担うべき診療機能にふさわしい施設整備のあり方を具体的に検討すること。</p> <p>また、医療機器については、近隣の医療機関との共同利用や費用対効果等を総合的に勘案した上で、県民の医療ニーズ、医療技術の進展に対応するため、計画的な更新・整備に努めること。</p> | <p>・地域医療構想調整会議での協議内容も踏まえ、長期的な視点から、がん専門の公立病院として担うべき役割に最適な施設整備、病床数の検討及びそれらの柔軟な対応を実施する。</p> <p>・医療機器については、地域医療構想区域内における共同利用を含め、県民の医療ニーズ、医療技術の進展に應えるため、費用対効果等を総合的に勘案し、計画的な更新・整備に努める。</p> |

がんセンター第2期中期目標(案)及び中期計画(素案)

| 第2期中期目標(案) | 第2期中期計画(素案) |
|---|---|
| <p>2 適正な業務の確保</p> <p>県民に信頼され、県内医療機関の模範的役割を果たしていけるよう、法令や社会規範を遵守するとともに、適切な情報管理を行うこと。また、これらを確保するために、内部統制を充実すること。</p> | <p>・県民に信頼され、県内医療機関の模範的役割を果たしていけるよう、法令や社会規範を遵守する。</p> <p>・栃木県情報公開条例(平成11年栃木県条例第32号)及び栃木県個人情報保護条例(平成13年栃木県条例第3号)に基づき、適切な情報管理を行う。</p> <p>・個人情報漏えいを防ぐため、情報セキュリティ研修を実施するなど、職員の認識を高めるとともに、情報セキュリティ対策を徹底する。</p> <p>・内部統制の充実を図るため、内部監査の実施等、院内におけるリスク管理の取組を推進する。</p> |

栃木県立がんセンター中期目標素案に対する第1回法人評価委員会での 意見と対応について

○在宅医療について

(稲野委員)

- ・ 一人で多くの患者をみる医師が増えている。在宅医への橋渡しだけでなく、その後のフォローもお願いできれば更に良いと考えている。
- 中期目標 第2 5 (2) 患者の在宅療養を支援するための病診連携の強化 において次のように記載済み。より具体的な内容については、中期計画(素案)に記載。
- 『がんになっても住み慣れた地域で療養することができるよう、在宅療養支援機能を担う診療所や訪問看護ステーションの活動支援など、患者の在宅療養を支援するための病診連携を強化すること。』

○医療従事者の確保と育成について

(朝野委員)

- ・ 医師、看護師等の専門職は、自分たちの仕事の見える化をどうするかが課題となっている。専門職が働いても、それを収入に繋げるためには、事務職員の業務が担う部分が多い。事務職員は医師、看護師に意見することにハードルがあると思うが、言ってもらわないと改善していけない。意見できる知識や自信、がんセンターで働く誇りを持っている人材が重要なのでそうした人材の確保・育成ができる仕組み作りをお願いしたい。
- 中期目標 第2 4 (1) 医療従事者の確保と育成を以下の通り修正。

【修正前】

- ・ 県民から求められる役割を十分に果たすため、専門性を有する医療従事者の確保と育成に努めること。

【修正後】

- ・ 県民から求められる役割を十分に果たすため、専門性を有する医療従事者や病院経営に精通した事務職員の確保と育成に努めること。

地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人
栃木県立リハビリテーションセンター評価委員会条例

平成 27 年 3 月 13 日

栃木県条例第 1 号

(設置)

第 1 条 地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。)第 11 条第 1 項の規定に基づき、地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 法第 26 条第 1 項の認可に関する事項について、知事の諮問に応じて意見を述べること。
- 二 法第 28 条第 1 項の評価に関する事項について、知事の諮問に応じて意見を述べること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 7 人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 4 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期等)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年条例第12号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第14号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

保福第332号

地方独立行政法人栃木県立がんセンター
及び地方独立行政法人栃木県立リハ
ビリテーションセンター評価委員会

下記について、貴評価委員会の意見を求めます。

令和 2 (2020) 年 7 月 29 日

栃木県知事 福 田 富 一

記

- 1 地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター評価委員会条例（平成 27 年栃木県条例第 1 号）第 2 条第 2 号の規定に基づく地方独立行政法人栃木県立がんセンター（以下「県立がんセンター」と言う。）及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターの令和元(2019)年度の業務の実績に関する評価に係る意見
- 2 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）（以下「法」と言う。）第 28 条第 4 項の規定に基づく県立がんセンターの第一期中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価に係る意見
- 3 法第 30 条第 2 項の規定に基づく県立がんセンターについて第一期中期目標期間の終了時までに行う業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討に係る意見
- 4 法第 25 条第 3 項の規定に基づく県立がんセンターの第二期中期目標の策定に係る意見

保福第491号

地方独立行政法人栃木県立がんセンター
及び地方独立行政法人栃木県立リハ
ビリテーションセンター評価委員会

下記について、貴評価委員会の意見を求めます。

令和2（2020）年10月12日

栃木県知事 福田 富一

記

- 1 地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター評価委員会条例（平成27年栃木県条例第1号）第2条第1号の規定に基づく地方独立行政法人栃木県立がんセンターの第二期中期計画の策定に係る意見